

2026

JA稲敷の現況

JA INASHIKI REPORT



稲敷農業協同組合

INASHIKI Agricultural Co-operative

1 人は万人のために

万人は1 人のために

J A 綱 領

—わたしたち J A のめざすもの—

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA稲敷は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2026JA稲敷の現況」を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月

稲敷農業協同組合

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

JAのプロフィール

◇設 立	昭和62年6月
◇本店所在地	茨城県稲敷市江戸崎甲3016番地3 電話 029-892-6700(代)
◇出 資 金	10億8,091万円
◇総 資 産	775億5,213万円
◇単体自己資本比率	14.88%
◇組合員数	7,534 人
◇役員数	25人
◇職員数	144人
◇支店数	3支店

目 次

基礎資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
ごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
経営理念・・・・・・・・・・・・・・・・	3
経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
経営管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・	3
事業の概況（令和7年度）・・・・・・・・	4
事業活動のトピックス（令和7年度）・・	7
農業振興活動・・・・・・・・	9
地域貢献情報・・・・・・・・	10
リスク管理の状況・・・・・・・・	11
自己資本の状況・・・・・・・・	17
系統セーフティネット（貯金者保護の取組）	17
事業のご案内・・・・・・・・	19
J A の概況・組織・・・・・・・・	32
機構図・・・・・・・・	32
役員構成・・・・・・・・	33
職員数・・・・・・・・	34
組合員数・・・・・・・・	35
組合員組織の状況・・・・・・・・	36
地区一覧・・・・・・・・	37
店舗等のご案内・・・・・・・・	37
特定信用事業代理業者の状況・・・・・・・・	37
会計監査人の名称・・・・・・・・	37
役員等の報酬体系・・・・・・・・	38
経営資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・	41
決算の状況・・・・・・・・	42
貸借対照表・・・・・・・・	42
損益計算書・・・・・・・・	44
キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・	46
注記表・・・・・・・・	47
剰余金処分計算書・・・・・・・・	68
部門別損益計算書・・・・・・・・	69
財務諸表の正確性等にかかる確認・・	70
会計監査人の監査・・・・・・・・	70
損益の状況・・・・・・・・	71
最近の5事業年度の主要な経営指標・・	71
利益総括表・・・・・・・・	71
資金運用収支の内訳・・・・・・・・	72
受取・支払利息の増減額・・	73
経営諸指標・・・・・・・・	74
利益率・・・・・・・・	74
貯貸率・貯証率・・・・・・・・	74
職員一人当たり及び一店舗当たりの指標	74
貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額	75
各事業の実績・・・・・・・・	76
信用事業・・・・・・・・	76
共済事業・・・・・・・・	86
購買事業・・・・・・・・	87
販売事業・・・・・・・・	88
保管事業・・・・・・・・	89
利用事業・・・・・・・・	89
指導事業・・・・・・・・	90
その他の事業・・・・・・・・	90
自己資本の充実の状況編 ・・・・・・・・	91
自己資本の構成に関する事項・・・・・・・・	92
自己資本の充実度に関する事項・・・・・・・・	94
信用リスクに関する事項・・・・・・・・	94
信用リスク削減手法に関する事項・・・・・・・・	102
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項・・	105
証券化エクスポージャーに関する事項・・	105
C V A リスクに関する事項・・・・・・・・	108
マーケット・リスクに関する事項・・・・・・・・	108
オペレーショナル・リスクに関する事項・・	108
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項・・・・・・・・	110
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	111
金利リスクに関する事項・・・・・・・・	112

基礎資料編

ごあいさつ



平素より、ＪＡ稲敷の事業に対し、格段なるご支援・ご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。このたび、当組合の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などを示した「2026ＪＡ稲敷の現況」を作成いたしました。本冊子を通して、当組合に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

ＪＡ稲敷では理念であります「地域貢献」の精神のもと、組合員・地域住民の皆さまにこれまで以上に信頼され・地域に欠かせないＪＡを作るため、コンプライアンス態勢の強化と、積極的な職員の訪問活動を行います。皆様の声を事業運営に反映させ、信頼され頼られる組織づくりを図ってまいります。

役職員一同、皆さまのご期待にお応えできるよう更なる努力を重ねてまいりますので、引き続きのご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

令和8年5月吉日

稲敷農業協同組合

代表理事組合長 根本 作左衛門

経営理念

- 地域・組合員のニーズを満たします
- 地域社会、人々の繋がりを深めます
- 信頼される組織として地域貢献をいたします

これらを実現させるために、経営基盤、組織の強化を図り、また、組合員の意向・希望を把握し、様々な技術を駆使して情報提供を行ってまいります。

経営方針

◇信頼と期待に応える経営

信用・共済事業依存型の収支構造からの脱却と、より効率的・効果的な事業運営を徹底し、合併メリットを具体的に感じることができる事業運営の確立が必要です。当ＪＡは、「強靱な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

◇営農・経済事業部門

地域の環境と実態に即した農業振興に努め、多様な担い手づくりと多彩な産地づくり、消費者の視点に立った安全・安心な農畜産物の生産と提供に取り組みます。当ＪＡでは、市町村と連携し、認定農業者の育成や集落営農の推進、農業生産法人や特定農業団体の設立の推進を図ります。

さらに、販売力の強化と営農経済渉外活動の充実、流通コストの低減等に取り組み、農家所得の向上を図ります。

◇信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なＪＡバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるＪＡを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇共済事業部門

ＪＡ共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま、農業」の総合保障を提供し、地域における満足度・利用度NO. 1 をめざします。

経営管理体制

◇経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（令和 7 年度）

◇経営環境と令和 7 年度の業況・事業実績・損益状況の概要

地域農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化による減少と慢性的な労働力不足に加え、沸騰したような夏の異常気象により、農産物生産にも大きな影響がありました。

営農に関しては、令和 6 年産以来の米価高騰による「令和の米騒動」により、将来にわたって持続可能な強固で安定した食料供給基盤を再構築することが必要となっています。

金融情勢については、マイナス金利政策解除や矢継ぎ早の利上げが維持されている。コストの転嫁が進むことで賃金と物価上昇が続けば、地域金融機関としての事業収支への悪影響が考えられます。

そのような中において、当 J A の財務状況は、健全経営による事業利益の確保、並びに、内部留保による自己資本の増強に努めた結果、自己資本比率は 14.88%となっています。また、収支面では、事業利益が 182,140 千円、経常利益では 229,537 千円の実績を確保し、最終的に当期剰余金は 29,702 千円となりました。

◇組合の当該事業年度における主要な事業活動の内容及び成果

① 信用事業

本年度は、JA バンク茨城の 3 カ年中期戦略の初年度として、現行で取り組んでいる「JA ならではの金融仲介機能の発揮」を継続しつつ、さらなる取組強化を進めました。

貯金については、「集まる貯金」の実現に向けて、年金指定口座及び、家計メイン化による利用者の拡大を図るとともに、個人貯金純増のため、時期に合わせた貯金キャンペーンを展開し、冬のキャンペーンでは県内の子ども食堂の活動への支援も行いました。（総貯金残高 737 億円・前年比 4%増）

貸出金については、営農経済部門と連携して農業関連資金メイン強化先を恒常的に訪問することにより、農業者のニーズに応じた資金の提案を図る訪問活動を展開しましたが、貸出金残高 103 億円（前年比 6%減）となりました。

② 共済事業

J A 共済 3 カ年計画の着実な実践に向け、組合員・利用者を第一に考え、一人ひとりに寄り添った活動を目指し、3 Q 訪問活動により、契約者フォロー活動を展開し、契約者満足度の向上を図りました。この活動を通じて、契約者のあんしんチェック（保障点検活動）を実践し、世帯内深耕によるニューパートナー（次世代契約者）の獲得を行いました。

こうした取組みにより、満期継続率の減少、生命万一保障から生存保障へのニーズ変化等厳しい状況の中、推進総合目標 276 万ポイントに対し、289 万ポイント（達成率 104%）の実績となりました。

③ 購買事業

生産資材においては、土づくり応援キャンペーンを実施し、近年の酷暑による品質低下及び収量減少への対策を講じました。また、マイクロプラスチック使用量を低減した減ブラ肥料の取扱いを開始するなど、環境負荷低減に配慮した取組を推進しました。

さらには、価格対策として肥料の大口予約値引き、大口奨励の実施、J A 指定日における自己取りによ

る特別価格の設定を行い、生産コストの削減を図りました。

農薬については、好評を得ているメーカー直送による大型規格商品の品目拡大や、20ha 分のパレット納品規格の導入等による価格施策を実施し、JA シェア拡大を図りました。

生活物資においては、広報誌を活用し、毎月JAのオススメ商品を掲載するとともに、水稻作見会等の機会を通じて熱中症対策商品の紹介を行うなど、JA 取扱商品のPRをおこないました。

これらの取組により、購買事業全体では13億7百万円(前年対比103%)の供給実績となりました。これは、収益認識基準適用後の供給実績となります。

④ 販売事業

令和7年産の主食用米の全国作付面積は、都道府県ごとの増減があるものの、前年実績(125.9万ha)から10.8万ha増加し、136.7万haとなりました。また、戦略作物等の作付面積は、いずれの品目も減少となりました。

令和7年6月末の民間在庫数量は157万トンとなり、品薄感が強まったことから、6年産米の相対取引価格は上昇し、「令和の米騒動」と報道されるなど、米価は過去最高水準に達しました。国による備蓄米(入札・随意契約)の市場放出により一時的に高騰は緩和されたものの、令和7年産米については端境期から民間集荷業者の動きが活発化し、出回り段階から集荷相場が急騰しました。

当JAの買取価格については、この集荷環境を踏まえ、過去最高となるコシヒカリ35,000円/俵を設定した結果、集荷総数は9,191トン(前年比76.9%)となりました。米価高騰を背景に、飼料用米等から主食用米への回帰が大幅に進んだことにより、水田活用米穀の取り扱いが減少し、これが全体の集荷数量を押し下げる要因となりました。

園芸作物については、猛暑の影響により野菜全般に品薄感のある堅調な販売となりました。

主産品目である「れんこん」については、令和7年産は、天候に恵まれ平年作となり、れんこんの販売高は、11億27百万(前年比99%)となりました。

また、「江戸崎かぼちゃ」の春物作柄については、年初より高い気温が続いたことや風害や霜害の影響も少なかったことから、生育は順調に進みました。品質については、穴あきや玉焼け等の対策を講じた結果、A品率55%、反収についても昨年を上回ることとなりました。春物販売高は1億53百万円(111%)となりました。

園芸品目全体では販売高15億76百万円(前年比100%)となりました。

◇組合として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針

① JA経営の健全性確保について

JAを取り巻く環境が厳しさを増す中、早期警戒制度の導入により、地域農業を支える組合の事業を継続及び強化していけるよう、持続可能な収益性と将来にわたる健全性の確保をしていくことが求められております。

そのため、将来発生が見込まれる費用(建物の修繕・償却・固定資産の減損)、各事業における収益の内容にも着目し、経営成果として、財務3指標(事業管理費率・労働分配率・労働生産性)の県指標水準を目標とし、内部留保の充実を図り自己資本の強化に努めるとともに、組合員・利用者への利益還元を継続実施できるよう、持続可能な経営基盤の強化に取り組みます。

② 内部統制・コンプライアンスの強化・徹底への取り組み

不祥事未然防止策の定着を最重要課題と位置づけ、役職員の教育研修の充実によるコンプライアンス意識の更なる向上と、内部管理態勢のより一層の充実・強化のため業務統括部署・コンプライアンス担当部署・監査室が連携し、不祥事未然防止及び早期発見・内部統制の整備・運用の高度化に取り組みます。

③ 事業基盤を支える「人材の確保・育成」

売り手市場と言われる採用状況の中、若者の就業観が大きく変化し、考え方も両極化が進んでいます。職場内のコミュニケーションが十分に取れる環境を整備し、環境変化に対応する人材の育成、離職防止及び働きやすい職場づくりに取り組みます。

④ JA自己改革に対する取り組み

当JAは地域農業を第一に考え生産コストの削減や販売力の強化に努め、農業所得の向上に取り組むとともにJAの存在意義を発揮するため、この取り組みを一過性のものとはせず実現に向け自己改革を着実に実践します。

最近4年間の主要な経営指標

財務・事業成績の推移

(単位：％ 千円)

区 分	項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
財務	事業利益	97,874	90,265	134,816	182,140	
	経常利益	139,020	132,223	184,384	229,537	
	当期剰余金	88,752	47,857	104,782	29,702	
	総 資 産	74,582,426	74,385,094	74,838,098	77,561,211	
	純 資 産	3,307,113	3,304,592	3,172,802	2,653,789	
	単体自己資本比率	14.33	14.25	14.92	14.88	
信用事業	貯 金	69,904,244	69,690,277	70,594,747	73,739,318	
	預 金	53,517,267	52,658,108	53,555,304	56,485,935	
	貸 出 金	10,852,062	11,293,572	10,974,595	10,312,860	
	有 価 証 券	4,620,030	4,684,040	4,461,210	3,927,530	
		国 債	4,013,020	4,372,410	4,157,760	3,628,760
		そ の 他	607,010	311,630	303,450	298,770
共済事業	長期共済保有高	190,764,926	184,246,893	177,359,319	171,574,069	
	短期共済新契約掛金	242,913	241,274	245,382	245,713	
購買事業	購買品供給高	1,784,420	1,840,651	1,866,249	2,194,429	
販売事業	販売品販売高・取扱高	3,512,951	3,791,383	4,726,408	4,594,831	
保管事業	取 扱 高	21,217	19,081	12,049	10,753	
利用事業	取 扱 高	502,235	548,112	528,901	533,885	

(注)「単体自己資本比率は農協法第11条の2第1項第1号の規程に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

(注)購買品供給高、販売品販売高・取扱高及び利用事業取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。



4月13日 チューリップ祭りへ女性部出店



4月26日 第38回通常総代会



6月28日 江戸崎カボチャフェア



7月11日 グラウンドゴルフ大会

事業活動のトピックス

(令和7年2月1日～令和8年1月31日)

2月8日	立志会
2月28日	理事会（第1回）
3月	管内の小学校の新入生へ黄色い帽子贈呈
3月28日	理事会（第2回）
4月13日	チューリップ祭りへ女性部出店
4月26日	第38回通常総代会
4月28日	理事会（第3回）
5月21日	江戸崎かぼちゃ初出荷
5月28日	理事会（第4回）
6月6日	献血協力
6月28日	江戸崎かぼちゃフェア
6月30日	理事会（第5回）
7月5日	役職員コンプライアンス研修会
7月11日	グラウンドゴルフ大会
7月25日	江戸崎祇園へ女性部が参加



7月25日 江戸崎祇園へ女性部が参加

事業活動のトピックス

(令和7年2月1日～令和8年1月31日)

7月28日	理事会（第6回）
8月12日	米初検査
8月28日	理事会（第7回）
9月29日	理事会（第8回）
10月9日	献血へ協力
10月12日	アンパンマン交通安全キャラバン
10月16日	理事会（第9回・臨時）
10月23日	グラウンドゴルフ県大会
10月29日	理事会（第10回）
10月30日	臨時総代会
11月4日	理事会（第11回・臨時）
11月20日	スマート農業展示会
11月28日	理事会（第12回）
12月6日	全職員コンプライアンス研修会
12月26日	理事会（第13回）
1月28日	理事会（第14回）



8月12日 米初検査



10月9日 献血へ協力



10月12日アンパンマン交通安全キャラバン



11月20日 スマート農業展示会



12月6日 コンプライアンス研修会

農業振興活動

2月10・17日	小学生によるねぎ収穫体験
4月18日	小学生によるねぎ収穫体験
5月19日	西部ドローン水田直播
5月24日	直売所カボチャ初売セール
6月12日	沼里小学校 バケツ苗講習
6月17日	職業体験・カボチャ収穫体験
6月28日	直売所カボチャフェア
7月6日	小玉スイカ消費宣伝
11月20日	スマート農業展示説明会・東部



高校生の職業体験の受け入れなど

江戸崎南瓜部会では地元高校生の職業体験を受け入れ、収穫作業を体験して頂きました。

また、新利根直売所でのかぼちゃフェアでは、お子さま向けのイベントも用意し、幅広い年代へのPRをはかっています。

担い手農業経営研究会

定期的に学習会や意見交換会を開催し、さまざまな情報の共有に努めています。



試験圃場でのさまざまな取り組み

西部支店のとなりに試験圃場を設定し、さまざまな薬剤、栽培方法など、新技術の実証、普及につとめています。

自動運転によるトラクター等の直進サポート技術は、現在使用中の車体に追加で装備でき、好評をいただいております。

地域貢献情報

◇社会貢献活動（社会的責任）

- 献血への協力

赤十字の献血活動に場所を提供。また、職員に対して献血への協力を呼び掛けています。

- フードバンク活動への参加および地域への周知

余剰な食品を、食品の不足している家庭などへ寄付する「フードバンク活動」へ積極的に参加しています。また食べられるのに廃棄される「フードロス」の低減にもつながっています。

◇地域貢献情報

J A 稲敷は、豊かで暮らしやすい地域社会づくり、信頼される J A を目指した活動に取り組んでいます。このために、J A 茨城県共済連などの支援を受け、下記の活動を行っています。

- 稲敷市と災害協力協定を締結しています。

大規模な災害が発生したときに、可能な範囲で J A の施設を避難場所や給水所、支援物資の集積場所として一時的に提供する協定です。

- 年金・ローン相談会の開催

年金についての疑問や質問、手続きや、住宅資金、教育資金など各種ローンの相談会を開催し、地域の皆様に近い金融機関を目指しています。

- A E D の設置

本店及び 2 か所の支店に A E D を設置しています。

- 健康増進活動

「組合員健康診断」を実施し、組合員の皆様の健康増進活動をすすめています。

J A 茨城県共済連と J A 茨城県厚生連で行っている「人間ドック助成プロジェクト」について、広報紙を通じて周知し、地域の皆様の健康増進活動をすすめています。

- ソーシャルクロックの設置

東部支店・西部支店前にソーシャルクロックを設置。人感センサーライト・防犯カメラも内蔵しており、そっと地域を見守ります。

- ドライブレコーダーの設置

渉外用の車両にドライブレコーダーを設置。走りながら地域を見守ります。

- 「プレママくらぶ」を運営しています

地域の未来を担うお子様の元気な成長を願い、頑張るママを応援する「プレママくらぶ」を運営。広報紙を通じて参加者を募集しています。

リスク管理の状況

◇リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

さらに、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価

証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「ＪＡ事業継続計画（ＢＣＰ）」を策定しています。

◇法令遵守体制

〔マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針〕

稲敷農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組めます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

〔コンプライアンス基本方針〕

【前文】

- J A稲敷は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- J A稲敷が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

◇金融 ADR 体制への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

JAバンク相談・苦情等受付窓口 電 話：029-892-6643

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

JA共済相談・苦情等受付窓口 電 話：029-892-6648

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電 話：03-3581-0031

受付時間：午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3595-8588

受付時間：午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3581-2249

受付時間：午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JA マリンバンク相談所）

（電話：03-6837-1359）

- ・ 受付時間：午前9時～午後5時（祝日及び金融機関の休業日を除く））にお申し出ください。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。

具体的内容は一般社団法人 JA バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和８年１月末における自己資本比率は、１４.８８％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	稲敷農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	１，０８０百万円（前年度１，０９３百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金」等を活用し、個々のＪＡの経営健全

性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内（信用事業）

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

また、万が一ＪＡの経営基盤が弱くなった場合でも、ＪＡ系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆様のご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

□当組合の主な取扱商品

（令和８年４月３０日現在）

種 類	特 色	お預入期間	預入単位等
総合口座	一冊の通帳に、普通貯金と定期貯金をセット。万一の際には定期を担保に自動融資（当座貸越）が受けられます。	出し入れ自由	１円以上 １円単位
普通貯金	いつでも出し入れができ、自動振替・自動受取と幅広いサービスでお財布がわりとしてご利用下さい。	出し入れ自由	１円以上 １円単位
当座貯金	代金などのお支払いを手形や小切手でできる貯金です。お取引上のお支払いや代金決済に最適ですが、お利息はつきません。	出し入れ自由	１円以上 １円単位
貯蓄貯金	お預け入れ・お引き出し自由で、ご利用残高に応じて段階的な利率となります。	出し入れ自由	１円以上 １円単位
大口定期貯金	お預入金額は、１，０００万円以上でご利用いただける定期貯金です。スーパー定期と同様、満期日指定方式もご利用いただけます。	１ヶ月以上 ５年以内	１千万円以上 １円単位
スーパー定期貯金	３年・４年・５年ものと３年超５年未満の期日指定方式半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	１ヶ月以上 ５年以内	１円以上 １円単位
期日指定定期貯金	利息は１年複利で計算されます。１年間の据置期間後はいつでもお引き出しできます。	３年 (据置期間 １年)	１円以上 ３百万円未満で １円単位

口当組合の主な取扱商品

(令和8年4月30日現在)

種 類	特 色	お預入期間	預入単位等
定期積金	目標にあわせて毎月指定日に積み立てる貯金です。目標式、定額式であなたの夢を実現します。	6ヶ月以上 5年以内	1回あたり 1千円以上 1円単位
通知貯金	7日以上で短期の資金運用には最適です。お預入金額は5万円以上で、お引き出しの場合は、2日前までにご連絡いただきます。	7日以上	5万円以上 1円単位
積立定期貯金	定額積立と自動積立の方法があり期日指定定期貯金を積み立てていく貯金です。	自動振替及び随時 お預入れする事が できます。	1回あたり 1千円以上 1円単位
変動金利定期貯金	お預け入れの半年ごとに金利の見直しを行います。3年ものは半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	2年 3年	1円以上 1円単位
財形貯金 (一般財形貯金) (財形住宅貯金) (財形年金貯金)	勤労者のための財産形成の貯蓄です。毎月の給与やボーナスから天引きして積立てます。財形住宅と財形年金はあわせて550万円まで利息に税金がかかりません。 積立額、貯蓄目的ともご自由です。お預け入れ後、1年経過すればいつでもお引き出しできます。 住宅取得を目的とした積み立てで、非課税が適用される目的貯金です。 在職中に退職後のために積み立てを行い、60歳以降に年金方式（3か月ごと等）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される貯金です。	3年以上 5年以上 5年以上積み立て、据置期間が6か月以上5年以内、受取期間が5年以上20年以内	1回あたり 1,000円 以上1円単位
新型窓口販売 方式国債	発行元が日本国政府であり、元金や利子の支払いは日本国政府が責任を持って行います。また、ペーパーレスであるため、偽造・紛失の恐れがなく、元本や利子の受け取りを忘れてしまうこともありませんので非常に安全性が高い金融商品です。	2年 固定 5年 固定 10年 固定	申込単位 5万円
個人向け国債		3年 固定 5年 固定 10年 変動	申込単位 1万円

(注) 金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用ください。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

口当組合の主な取扱商品

(令和8年4月30日現在)

種 類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法			
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証・担保
J A 住宅ローン	・住宅の新築・購入 ・中古住宅の取得 ・宅地の購入 ・住宅増改築、修繕 ・他行からの借換など	・組合員 ・満18歳以上66歳未満 で最終返済時満80歳未満	50万円以上 20,000万円以内	3年以上 50年以内	・元利均等返済 (変動・固定) ・元金均等返済 (変動・固定)	・原則有担保 ・基金協会保証
J A マイカー ローン	・自動車購入 (営業車は除く) ・車検 ・修理 ・購入時の付帯経費 ・車庫の施設 ・免許取得費など	・組合員 ・満18歳以上75歳未満 で最終返済時満80歳未満	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 15年以内	・元利均等返済 (変動・固定)	・担保不要 ・基金協会保証
J A 多目的 ローン	・生活に必要とする資金	・組合員 ・満18歳以上75歳未満 で最終返済時満80歳未満	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内	・元利均等返済 (変動・固定)	・担保不要 ・基金協会保証
J A 教育ローン	・受験費用、入学金、授業料、学費、家賃(1年分)など	・組合員・満18歳以上、 最終返済時満80歳未満	10万円以上 1,000万円以内	据置期間を含め 最長15年の範囲	・元利均等返済 (変動・固定)	・担保不要 ・基金協会保証
J A カード ローン	・生活に必要な一切の資金	・組合員 ・満20歳以上70歳未満	極度額50万円以内	契約日から1年後の 応当日の属する月の10日	・月1万円の約定返済および窓口、 A T M の任意返済	・担保不要 ・基金協会保証
営農ローン	・肥料、飼料、農薬、機械部品、燃料など	・正組合員 ・満18歳以上70歳未満	極度額300万円以内かつ前年の J A への農産物販売実績の範囲	1年以内	普通貯金への入金により自動的に返済	・担保不要 ・基金協会保証
農業近代化 資金	・農作業場、トラクター ・コンバイン ・田植機などの農機具 ・その他	・組合員で認定農業者の方 ・農事法人組合等	農業者個人 1,800万円以内、法人等2億円以内	農作業場等 15年以内、 農機具等 7年以内	・元金均等返済 (固定)	・担保は基金協会の判断による ・基金協会保証
アグリマイ ティー資金	・農業施設、農業機械、農地の改良造成、家畜の購入 ・生産資材等の購入等	・組合員で農業者の方 ・農業法人等	所要金額の範囲内	20年以内	・元利均等返済 ・元金均等返済 ・期日一括返済	・基金協会保証
新認定農業者育成特別 資金	・農業施設、農業機械、農地の改良造成、家畜の購入 ・生産資材等の購入等	・組合員で認定農業者の方 ・満18歳以上、最終返済時満75歳未満	500万円以内 (法人は1,000万円以内)	5年以内	・元金均等返済 ・元利均等返済	・基金協会保証
農地等 取得資金	・農地の購入等	・組合員で農業者	所要金額の範囲内	1年以上 25年以内	・元利均等返済	・基金協会保証

(注) 上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意の上ご利用ください。(詳しくは窓口にてご確認ください。)

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のＪＡでの貯金のお出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

信用事業手数料一覧

内国為替等の手数料（1件又は1通につき）

各手数料は、税込で表示しています。

□窓口取引による手数料

（令和8年4月30日現在）

項 目		3万円未満	3万円以上
送金手数料	系統金融機関あて	440円	440円
	他金融機関あて	660円	660円
振込手数料	同一店内あて	110円	330円
	当組合本支店・系統金融機関あて	220円	440円
	他金融機関あて	（電信扱） 550円	770円
		（文書扱） 440円	660円
代金取立手数料	電子交換所取立	1通につき	1,100円
	個別取立	1通につき	1,100円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1件につき	660円
	不渡手形返却料	1通につき	1,100円
	取立手形組戻料	1通につき	1,100円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	1,100円
	ただし、1,100円を超える取立費用を要する場合は、その実費とする。		

□自動化機器取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無料	110円	220円	330円
3万円以上	無料	220円	330円	550円

□定時自動送金取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無料	110円	220円	220円
3万円以上	無料	220円	330円	440円

□総合振込（FD・MT・データ伝送による）取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
1件当たり	無料	220円	220円	440円

手数料一覧

貯金関係手数料

□手形帳・小切手帳交付、通帳・証書再発行等

(令和8年4月30日現在)

項 目	料金基準	金 額	備 考
IC キャッシュカード発行	1 枚につき	無料	
クレジットー体型 IC キャッシュカード発行	1 枚につき	無料	
通帳再発行	1 冊につき	1,100 円	盗難・紛失・汚損・破損 等貯金者からの依頼に 基づく再発行分
証書再発行	1 冊につき	1,100 円	
キャッシュカード再発行	1 枚につき	1,100 円	
IC キャッシュカード再発行	1 枚につき	1,100 円	
クレジットー体型 IC キャッシュカード再発行	1 枚につき	550 円	
残高証明書発行	1 通につき	550 円	
その他各種証明書発行	1 通につき	550 円	
相続時の口座照会手数料	1 件につき	5,060 円	
個人番号登録手数料	1 件につき	無料	
取引履歴発行手数料	1 通につき	550 円	
国債口座管理手数料	1 口座 1 ヶ月につき	110 円	
地公体税金納付取次	1 枚につき	550 円	

A T M利用手数料

(令和8年4月30日現在)

(自 J A ・ 県内 J A ・ 県外 J A キャッシュカード利用の場合)

区 分	ご利用時間	お引出し取引	ご入金取引
平日	8 : 45 ~ 19 : 00	無料	無料
土曜・日曜・祝日	8 : 45 ~ 17 : 00	無料	無料

※土・日・祝日のご入金取引は一部 ATM のみの取り扱いとなります。

(他金融機関キャッシュカード利用の場合)

区 分	ご利用時間	お引出し取引		
		他金融機関 キャッシュカード	うち三菱東京UFJ銀行 キャッシュカード	うち JF マリンバンク キャッシュカード
平日	8 : 45 ~ 18 : 00	110 円	無料	無料
	18 : 00 ~ 19 : 00	220 円	110 円	無料
土曜日	8 : 45 ~ 9 : 00	220 円	110 円	無料
	9 : 00 ~ 14 : 00	110 円	110 円	無料
	14 : 00 ~ 17 : 00	220 円	110 円	無料
日曜・祝日	8 : 45 ~ 17 : 00	220 円	110 円	無料

手数料一覧

□ J Aバンクのキャッシュカードにより、ゆうちょ銀行・セブン銀行ATM・コンビニATMを利用する場合

区 分	ご利用時間	お引出し取引			ご入金取引		
		ゆうちょ銀行 ATM	セブン銀行 ATM	イーネットATM ローソンATM	ゆうちょ銀行 ATM	セブン銀行 ATM	イーネットATM ローソンATM
平日	8:00~8:45	220円	220円	220円	220円	220円	220円
	8:45~18:00	110円	110円	110円	110円	110円	110円
	18:00~21:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円
土曜日	8:00~9:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円
	9:00~14:00	110円	110円	110円	110円	110円	110円
	14:00~21:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円
日曜・祝日	8:00~21:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円

インターネットバンキングによる取引手数料

(J Aネットバンキング取引による手数料)

(令和8年4月30日現在)

月額基本料	無 料			
振込手数料	自店内・本支店間	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無料	110円	220円	220円
3万円以上	無料	220円	220円	330円
振替手数料	無 料			

(法人J Aネットバンキング取引による手数料)

月額基本料	基本サービス					1,100円/月
	基本サービス+データ伝送サービス					3,300円/月
振込手数料 総合振込手数料	自店内	本支店間	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて	
3万円未満	無料	110円	110円	220円	220円	
3万円以上	無料	220円	220円	220円	440円	
給与・賞与振込手数料	自店内・本支店間		県内系統あて	県外系統あて	他金融機関	
1件あたり	無料		110円	110円	330円	

手数料一覧

円貨両替手数料及び金種指定払戻手数料・店頭硬貨整理手数料

(1) 円貨両替手数料

(令和8年4月30日現在)

持ち込み枚数または受取枚数の いずれか多い枚数	当組合に口座をお持ちの方 * 本人名義に限ります	左記以外の場合
1枚 ~ 50枚	一人1日100枚まで無料	一人1日50枚まで無料
51枚 ~ 100枚		550円
101枚 ~ 300枚	220円	
301枚 ~ 500枚	330円	
501枚 ~ 1,000枚	440円	
1,001枚以上	550円 1,000枚毎に550円加算	550円 1,000枚毎に550円加算

※ 両替枚数は、持参現金の合計枚数が受け取る合計枚数のいずれか多い方の枚数とする。ただし、一万円札は取扱枚数には含めない。

以下の取引については無料とする。

1. 同一金種の新券への交換
2. 損券・損貨の交換
3. 記念硬貨の交換

(2) 金種指定払戻手数料・店頭硬貨整理手数料

入出金枚数	手 数 料
1枚 ~ 100枚	一人1日100枚まで無料
101枚 ~ 300枚	220円
301枚 ~ 500枚	330円
501枚 ~ 1,000枚	440円
1,001枚以上	550円 1,000枚毎に550円加算

※ 金種指定払戻手数料は、貯金の払戻しの際に金種を指定される場合の手数料で、紙幣・硬貨の合計枚数に応じて徴収する。

ただし、一万円札は取扱枚数に含まない。

※ 店頭硬貨整理手数料は、円硬貨を貯金口座に入金（振込を含む）する場合の手数料。

硬貨計測後に入金・振込を取りやめる場合も手数料を徴収する。

ただし、募金・義援金の入金（振込を含む）の場合は無料とする。

手数料一覧

未利用口座にかかる管理手数料

令和3年10月1日以降に開設され、2年間ご利用のない残高1万円未満の「未利用口座」を対象とする管理手数料。

(令和8年4月30日現在)

商 品	手 数 料
普通貯金口座（一般・総合・営農・こども） 貯蓄貯金口座	年間1,320円

手数料一覧

貸出関係手数料料率表

項 目	料金 基準	金 額	備 考
貸出事務手数料（新規申込）			
証書貸出（住宅ローン除く）・手形貸出・当座貸越	1 件	2, 200 円	公庫資金および農業改良資金の証書貸出は無料
住宅ローン	1 件	33, 000 円	不動産担保調査料を含む
手形割引	1 件	1, 100 円	
債務保証	1 件	1, 100 円	
電子契約手数料（電子契約対象資金）			
金額500万円以下	1 件	無料	
金額500万円超	1 件	5, 500 円	
返済方法・条件変更手数料			
一部繰上返済（窓口扱い）	1 回	6, 600 円	元金均等返済での内入返済および貯金担保・共済担保貸出の一部繰上返済は無料
住宅ローン 一部繰上返済（IB扱い）	1 回	3, 300 円	
マイカー・教育・フリーローン 一部繰上返済（IB扱い）	1 回	3, 300 円	
全額繰上返済			貯金担保・共済担保貸出の全額繰上返済は無料
実行日から10年以内	1 件	6, 600 円	
実行日から10年超	—	無料	
金利変更手数料	1 回	6, 600 円	固定金利から変動金利等への変更または金利引き下げ等
住宅ローン等の固定金利選択手数料	1 回	6, 600 円	借入申込時の固定金利選択については、初回のみ無料
その他の条件変更	1 回	6, 600 円	返済方法・返済期限等の返済金額の再計算を伴う変更
証明書発行手数料			
残高証明書	1 通	550 円	
融資見込証明書	1 通	5, 500 円	
住宅取得控除証明書	1 通	550 円	直送分は無料
その他貸出関係証明書	1 通	550 円	
不動産担保調査料			
農業資金	1 件	3, 300 円	実行案件を対象
事業資金	1 件	3, 300 円	
生活資金	1 件	3, 300 円	

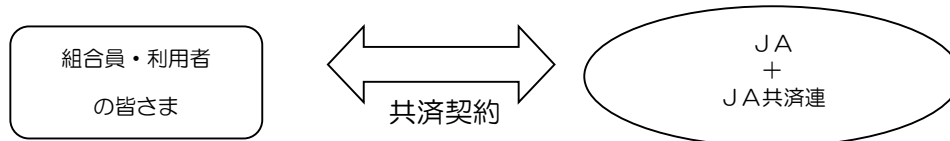
事業のご案内（共済事業）

◇ＪＡ共済の仕組み

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

平成 17 年 4 月 1 日から、ＪＡとＪＡ共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



Ｊ Ａ：ＪＡ共済の窓口です。

ＪＡ共済連：ＪＡ共済事業の企画・仕組開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

◇主な共済商品

長期共済	医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
	引受緩和型医療共済	健康に不安のある方でも、簡単な告知でご加入できる医療保障です。
	がん共済	がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障します。医師の診査は不要で、簡単な手続きでご加入になれます。
	終身共済	一生の保障、働き盛りの大型保障など、万全な保障を設計できます。さらに、一生にわたり「病気やケガ」のときにもしっかり備えられる「医療共済」とのセットプランも設計できます。
	引受緩和型終身共済	健康に不安のある方でも、簡単な告知でご加入できる終身保障です。
	養老生命共済	万一の場合を大きく保障するとともに、満期共済金がお受け取りになれますので、保障と貯蓄を両立させたタイプです。さらに、一生にわたり、「病気やケガ」のときにもしっかり備えられる「医療共済」とのセットプランも設計できます。
	こども共済	お子さまの入学資金などの教育資金づくりに加え、共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。 ○入学祝金タイプ ○学資金タイプさらに、一生にわたり、「病気やケガ」のときにもしっかり備えられる「医療共済」とのセットプランも設計できます。
	介護共済	公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、生涯にわたって介護の不安に備えられます。
	認知症共済	増加傾向にある「認知症への不安」に対し、未然防止や早期発見にも対応できるよう所定の軽度認知障害（MCI）も保障する「認知症共済」。
	予定利率変動型年金共済	豊かな老後のために、楽しみと安心を兼ね備えています。終身年金タイプと定期年金タイプからお選びください。
	生活障害共済	身体障害者手帳（公的制度）に連動したわかりやすい保障で、病気やケガにより身体の障害が残るときに不足する生活費や治療費にまとまったお金で備える、又は継続的に備えるための共済です。
	特定重度疾病共済	三大疾病やその他の生活習慣病に備えられる幅広い保障です。三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の心・血管疾病や脳血管疾患、さらにはその他の生活習慣病まで幅広く保障します。
	定期生命共済（逡減期間設定型）	お手頃な共済掛金でライフステージに応じた必要十分な万一保障をしっかりと準備できます。
	建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また満期共済金は、建物の新築・増改築の準備金としてご活用いただけます。
短期共済	建物更生共済「My家財」	建物更生共済と同じ保障内容で家財をしっかり守ります。「My家財」は、住宅の保障はあるが、家財の保障がないというご家庭や借家・マンション住まいの方にメリットのあるプランです。
	自動車共済	対人賠償や対物賠償をはじめ、人身傷害、搭乗者傷害、車両保障、車両諸費用保障など、割安な掛金で万一の自動車事故を幅広く保障します。ＪＡ自賠責共済にセットでご加入になると、掛金がさらにお得になります。
	火災保険	火災のみ保障します。

事業のご案内（購買事業）

生産資材店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。また、新茶、Aコープブランドの食料品のほか、ごみ袋などの日用品、LPガス、灯油・軽油なども取り扱っています。



事業のご案内（販売事業・利用事業・保管事業）

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当JA管内において生産された米、野菜、果樹などのブランド化をめざしてPR活動を行っております。

セブンイレブンから数量限定で発売される江戸崎かぼちゃスープは人気商品で、販売数量を増やしております。

また、大規模乾燥調製施設（カントリーエレベーター、ライスセンター）、育苗施設などを運営する利用事業や、集荷した米の保管管理を行う保管事業を行っています。

		
米の集荷・検査	人気商品の江戸崎かぼちゃスープ	江戸崎かぼちゃの育苗

事業のご案内（指導事業）

J Aの根幹である営農指導を行う事業です。生産計画の策定から生産履歴の記帳、作見会や圃場調査などを定期的に行うことにより高品質な農産物の生産に力を入れています。

農業の担い手による研究会を発足、勉強会や意見交換会を実施しています。

また、T A Cによる専門部署も設置されており、営農相談を通じて、農産物の品質・収量の向上と、生産者の収入向上を目指しています。

ドローンによる施肥・農薬散布の普及を進めるだけでなく、安全講習会や操縦コンテストを開催するなど、安全な運用を目指しています。

農機の自動運転技術の普及を進め、自動運転に必要な位置情報を取得するためのRTK アンテナを本店屋上へ設置しています。

※T A Cとは「地域農業の担い手に出向くJ A担当者」の愛称を単協・連合会が一体（チーム）となって地域農業をコーディネートするという意味を持つ「Team for Agricultural Coordination」の頭文字です。

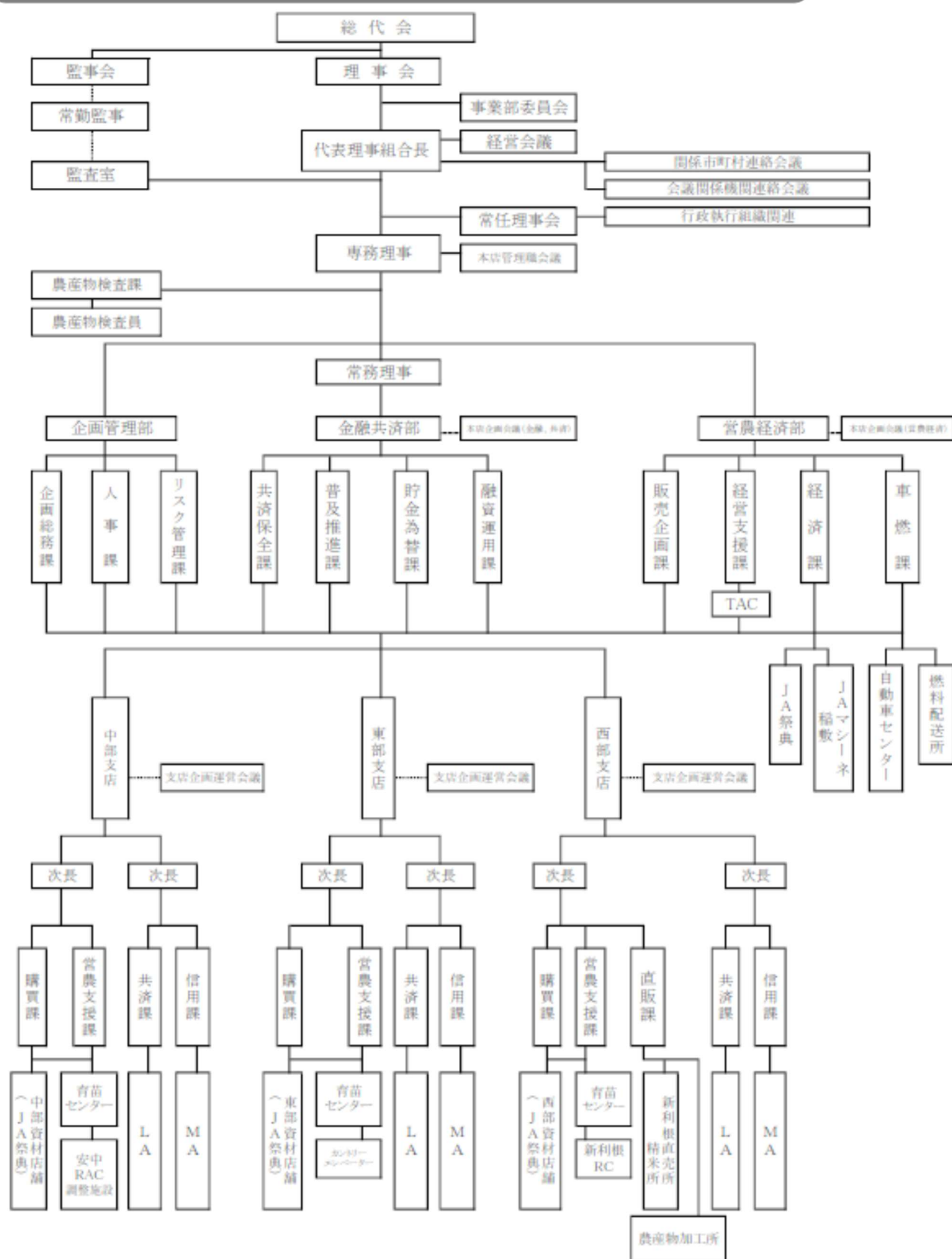
		
農業の担い手による学習会の 定期的な開催	ドローンの安全講習を開催	RTK 基地局の運用

事業のご案内（その他事業）

新利根直売所では、地域農産物のアンテナショップとして、農産物の販売・自家製米直売を行っています。

		
---	--	---

J A の概況・組織



役員構成

役職名	常勤・非常勤	代表権の有無	氏名	就任年月日	任期満了年月日	摘要
代表理事 組合長	常勤	有	根本 作左衛門	令和6年4月27日	令和9年4月30日	実践的能力者
専務理事	常勤	無	篠原 秀男	令和6年5月28日	令和9年4月30日	実践的能力者
常務理事	常勤	無	佐子川 昭夫	令和6年4月27日	令和9年4月30日	実践的能力者
理事	非常勤	無	仁井田 博義	令和6年4月27日	令和9年4月30日	金融共済副委員長
理事	非常勤	無	郡司 朱実	令和6年4月27日	令和9年4月30日	企画総務委員 女性理事
理事	非常勤	無	坂本 拓男	令和6年4月27日	令和9年4月30日	金融共済委員長
理事	非常勤	無	黒田 京治	令和6年4月27日	令和9年4月30日	企画総務委員 認定農業者
常任理事	非常勤	無	小倉 新市郎	令和6年4月27日	令和9年4月30日	営農経済副委員長
常任理事	非常勤	無	吉田 一夫	令和6年4月27日	令和9年4月30日	金融共済委員 実践的能力者
理事	非常勤	無	坂本 至朗	令和6年4月27日	令和9年4月30日	企画総務委員
理事	非常勤	無	池田 誠	令和6年4月27日	令和9年4月30日	企画総務委員 認定農業者
理事	非常勤	無	本橋 透	令和6年4月27日	令和9年4月30日	営農経済委員 認定農業者
理事	非常勤	無	浅野 英二	令和6年4月27日	令和9年4月30日	営農経済委員長
理事	非常勤	無	市橋 好弘	令和6年4月27日	令和9年4月30日	金融共済委員 認定農業者
理事	非常勤	無	酒井 由雄	令和6年4月27日	令和9年4月30日	企画総務副委員長 認定農業者
理事	非常勤	無	森川 暁美	令和6年4月27日	令和9年4月30日	営農経済委員 女性理事
理事	非常勤	無	足立 久美子	令和6年4月27日	令和9年4月30日	企画総務委員長 認定農業者 女性理事
理事	非常勤	無	吉原 正之	令和7年11月4日	令和9年4月30日	金融共済委員 認定農業者
理事	非常勤	無	石田 稔	令和7年11月4日	令和9年4月30日	企画総務委員 学識経験理事
理事	非常勤	無	池田 信一	令和7年11月4日	令和9年4月30日	営農経済委員 認定農業者
代表監事	非常勤	無	長澤 克巳	令和6年4月27日	令和9年4月30日	
常勤監事	常勤	無	白田 信治	令和6年4月27日	令和9年4月30日	
監事	非常勤	無	齊藤 東敏	令和6年4月27日	令和9年4月30日	
監事	非常勤	無	林 博行	令和7年11月4日	令和9年4月30日	認定農業者
監事	非常勤	無	村松 清美	令和6年4月27日	令和9年4月30日	員外監事 女性監事

備考 任期満了日は、就任後3年以内の最終決算期に関する通常総代会の開催日になります。

(注) 当組合は、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訴費用の損害等を補填するものです。

職員数

(令和8年1月31日現在)

(単位：人、歳、年)

区分	前期末	当期増加	当期減少	当期末
管理	15.0	－	1.0	14.0
営農指導員	3.5	－	－	3.5
生活指導員	0.5	－	－	0.5
信用	33.5	2.5	2.5	33.5
うち貸付	12.5	－	2.5	10.0
うち貯金	21.0	2.5	－	23.5
共済	33.5	－	－	33.5
購買	23.5	－	－	23.5
販売	22.5	2.0	－	24.5
保管	3.0	－	1.0	2.0
利用	2.0	－	－	2.0
その他職員	10.0	－	3.0	7.0
合計	147.0	4.5	7.5	144.0
うち常勤嘱託	21.0	1.0	－	22.0
平均年齢	40.3			40.7
平均勤続年数	15.8			16.1

組合員数

(令和8年1月31日現在)

(単位：人・団体)

資格区分			令和6年度	令和7年度
正組合員数	個人	男性	4,984	4,870
		女性	1,127	1,122
		計	6,111	5,992
	法人		56	67
	小計		6,167	6,059
准組合員数	個人	男性	1,027	1,022
		女性	428	427
		計	1,455	1,449
	法人または団体		26	26
	小計		1,481	1,475
組合員総数	個人	男性	6,011	5,892
		女性	1,555	1,549
		計	7,566	7,441
	法人または団体		82	93
	合計		7,648	7,534

組合員組織の状況

(令和8年1月31日現在)

組織名		構成員数
全体	年金友の会	3,820 名
	JA稲敷女性部	65 名
	JA稲敷農業青色申告会	62 名
	JA稲敷蓮根部	52 名
東部	あずま米産地づくり推進協議会	84 名
	JA稲敷あずま有機米研究会	9 名
	JA稲敷ねぎ部会	8 名
	あずまブロッコリー部会	14 名
	JA稲敷酪農部会	11 名
	JA稲敷浮島西瓜部会	2 名
	東部地区担い手農業経営研究会	31 名
中部	江戸崎南瓜部会	20 名
	中部地区米産地づくり推進協議会	160 名
	JA稲敷光一点生産組合	4 名
	中部地区美浦米生産部会	26 名
	江戸崎西瓜部会	6 名
	江戸崎甘藷部会	6 名
	大身生姜部会	7 名
	蚕豆部会	7 名
	JA稲敷中部地区ねぎ部会	9 名
	JA 稲敷いちじく部(安中地区)	1 名
	中部地区担い手農業経営研究会	40 名
西部	西部地区ミルキークイーン産地づくり推進協議会	42 名
	西部地区農作業受託組合	45 名
	茨城県南和牛改良組合	23 名
	JA稲敷西部地区麦作生産部会	11 名
	JA 稲敷いちじく部(河内支部)	6 名
	JA稲敷いちご部会	6 名
	新利根直売所部会	86 名
	JA稲敷なす部会	7 名
	JA稲敷西部ねぎ部会	6 名
	西部地区担い手農業経営研究会	70 名
	根本・君山地区担い手グループ	17 名
	西部地区担い手青年農業研究会	22 名
	西部地区ドローン組合	13 名
	JA稲敷西部さといも部会	12 名

地区一覧

(令和8年4月30日現在)

稲敷市	江戸崎、高田、沼里、君賀、鳩崎、根本、柴崎、太田 上之島、曲渕、福田、伊崎、本新、阿波、古渡、浮島
美浦村	安中
河内町	金江津、長竿、源清田、生板

店舗等のご案内

(令和7年4月30日現在)

種別	名称	所在地	電話	ATM
建物	本店	稲敷市江戸崎甲3016-3	029-892-6700	
建物	中部支店	稲敷市江戸崎甲3016-3	029-892-2521	2台 ※うち阿波1台
建物	東部支店	稲敷市上之島3221-2	0299-78-2511	1台
建物	西部支店	稲敷市中山4466-1	0297-87-7100	2台 ※うち河内1台
建物	浮島購買店	稲敷市浮島3222	029-894-6531	
建物	車燃課(燃料配送所)	稲敷郡河内町金江津179-3	0297-86-2139	
建物	車燃課 (自動車センター)	稲敷郡河内町金江津7749	0297-86-2441	
建物	J A マシーネ稲敷	稲敷市江戸崎甲3016-3	029-892-4104	
建物	J A 祭典	稲敷市阿波1284-6	029-875-5942	
建物	新利根直売所	稲敷市中山4465-2	0297-87-5871	

特定信用事業代理業者の状況

「該当ありません。(令和8年4月30日現在)」

会計監査人の名称

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士 阿部純也氏であります。

役員等の報酬体系

役員等

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	30,064	595

対象役員(注1)に対する報酬等

(注1) 対象役員は、理事20名、監事5名です。

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

①役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当ＪＡの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当ＪＡの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和７年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注１) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注２) 「同等額」は、令和７年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注３) 令和７年度において当ＪＡの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

経営資料編

資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。なお、金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。よって、合計が一致しない場合があります。

決算の状況

貸借対照表

資産の部	令和6年度 (令和7年1月31日現在)	令和7年度 (令和8年1月31日現在)
1. 信用事業資産	69,637,519	71,528,004
(1) 現金	372,011	459,029
(2) 預金	53,555,304	56,485,935
系統預金	53,448,238	56,258,828
系統外預金	107,065	227,107
(3) 有価証券	4,461,210	3,927,530
国債	4,157,760	3,628,760
地方債	303,450	298,770
受益証券	—	—
(4) 貸出金	10,974,595	10,312,860
(5) その他の信用事業資産	304,252	359,168
未収収益	295,602	353,454
その他の資産	8,650	5,714
(6) 貸倒引当金	▲29,853	▲16,519
2. 共済事業資産	165	292
(1) その他の共済事業資産	165	292
(2) 貸倒引当金	—	—
3. 経済事業資産	837,223	1,698,764
(1) 経済事業未収金	238,046	242,507
(2) 棚卸資産	587,430	1,430,132
購買品	136,127	158,978
販売品(米)	429,563	1,244,332
その他の棚卸資産	21,739	26,821
(5) その他の経済事業資産	27,056	30,004
(6) 貸倒引当金	▲15,310	▲3,880
4. 雑資産	335,166	372,646
(1) 雑資産	335,166	372,646
(2) 貸倒引当金	—	—
5. 固定資産	1,687,872	1,567,356
(1) 有形固定資産	1,683,535	1,564,262
建物	2,697,756	2,596,850
機械装置	479,136	470,171
土地	1,099,584	1,035,368
その他の有形固定資産	527,689	521,393
減価償却累計額	▲3,120,631	▲3,059,522
(2) 無形固定資産	4,336	3,094
ソフトウェア	—	—
その他の無形固定資産	4,336	3,094
6. 外部出資	2,184,925	2,184,925
(1) 外部出資	2,184,925	2,184,925
系統出資	2,026,445	2,026,445
系統外出資	158,480	158,480
7. 繰延税金資産	155,225	200,142
資産の部合計	74,838,098	77,552,133

(稲敷農業協同組合)

(単位:千円)

負債の部	令和6年度 (令和7年1月31日現在)	令和7年度 (令和8年1月31日現在)
1. 信用事業負債	70,649,850	73,824,044
(1) 貯 金	70,594,747	73,739,318
(2) 借入金	—	—
(3) その他の信用事業負債	55,103	84,726
未払費用	8,449	39,034
その他の負債	46,654	45,691
2. 共済事業負債	209,271	210,503
(1) 共済資金	116,235	119,205
(2) 未経過共済付加収入	92,902	91,173
(3) その他の共済事業負債	133	123
3. 経済事業負債	215,737	304,906
(1) 経済事業未払金	146,610	179,807
(2) 経済受託債務	24,685	81,083
(3) その他の経済事業負債	44,441	44,015
4. 雑 負 債	▲ 211,959	177,632
(1) 未払法人税等	▲ 42,479	22,123
(2) 資産除去債務	▲ 12,587	36,768
(3) その他の負債	156,892	118,740
5. 諸 引 当 金	139,758	154,195
(1) 賞与引当金	20,532	20,672
(2) 退職給付引当金	113,371	125,851
(3) 役員退職慰労引当金	5,854	7,672
6. 繰延税金負債	—	—
7. 再評価にかかる繰延税金負債	238,718	227,061
負 債 の 部 合 計	71,665,296	74,898,343
純資産の部		
1. 組合員資本	3,042,978	3,063,070
(1) 出資金	1,093,890	1,080,910
(2) 資本準備金	465	465
(3) 利益剰余金	1,953,608	1,986,709
利益準備金	878,799	900,799
その他利益剰余金	1,074,808	1,085,910
税効果調整積立金	45,208	49,211
固定資産減損・処分対策積立金	—	—
営農経済事業強化積立金	—	—
施設整備事業積立金	—	—
リスク管理積立金	—	—
財務基盤整備強化積立金	700,000	760,000
特別積立金	—	—
当期末処分剰余金	329,600	276,698
(うち当期剰余金)	104,782	(29,702)
(4) 処分未済持分	▲ 4,985	▲ 5,015
2. 評価・換算差額等	129,823	▲ 409,280
(1) その他有価証券評価差額金	▲ 492,169	▲ 979,129
(2) 土地再評価差額金	621,993	569,848
純 資 産 の 部 合 計	3,172,802	2,653,789
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	74,838,098	77,552,133

損益計算書

(単位:千円)

(単位:千円)

科 目	令和6年度			令和7年度		
	令和6年2月1日から令和7年1月31日			令和7年2月1日から令和8年1月31日		
1. 事業総利益			1,161,197			1,192,706
事業収益		4,745,145			4,893,335	
事業費用		3,583,948			3,700,629	
(1)信用事業収益		465,692			553,857	
資金運用収益	440,663			525,648		
(うち預金利息)	270,540			357,863		
(うち有価証券利息)	39,443			39,399		
(うち貸出金利息)	78,669			79,063		
(うちその他受入利息)	52,009			49,321		
役務取引等収益	17,877			18,729		
その他経常収益	7,151			9,479		
(2)信用事業費用		69,664			100,700	
資金調達費用	15,921			85,336		
(うち貯金利息)	15,721			84,997		
(うち給付補填備金繰入)	29			119		
(うちその他支払利息)	169			220		
役務取引等費用	6,320			6,332		
その他経常費用	47,423			9,031		
(うち貸倒引当金繰入額)	24,877					
(うち貸倒引当金戻入益)	-			(▲ 13,334)		
信用事業総利益			396,027			453,157
(3)共済事業収益		265,432			266,755	
共済付加収入	249,566			247,466		
共済貸付金利息	-					
その他の収益	15,866			19,288		
(4)共済事業費用		9,372			14,354	
共済推進費	2,752			8,500		
共済保全費	40			36		
その他の費用	6,579			5,817		
共済事業総利益			256,060			252,400
(5)購買事業収益		1,342,733			1,382,393	
購買品供給高	1,257,903			1,307,168		
購買品手数料	14,073			17,869		
修理サービス料	54,433			49,387		
その他の収益	16,323			7,967		
(6)購買事業費用		1,185,475			1,204,231	
購買品供給原価	1,120,915			1,159,258		
購買品供給費	12,002			11,427		
修理サービス費	37,047			33,838		
その他の費用	15,510			▲ 293		
(うち貸倒引当金繰入額)	9,643			-		
(うち貸倒引当金戻入益)	-			▲ 9,682		
(うち貸倒損失)	-			-		
購買事業総利益			157,258			178,162
(7)販売事業収益		2,468,763			2,460,750	
販売品販売高	2,349,437			2,347,365		
販売手数料	58,804			70,890		
その他の収益	60,522			42,494		
(8)販売事業費用		2,183,260			2,233,485	
販売品販売原価	2,110,236			2,145,371		
販売費	13,281			19,457		
その他の費用	59,741			68,655		
販売事業総利益			285,503			227,265

損益計算書

(単位:千円)

(単位:千円)

科 目	令和6年度			令和7年度		
	令和6年2月1日から令和7年1月31日			令和7年2月1日から令和8年1月31日		
(9)保管事業収益		12,049			10,753	
(10)保管事業費用		12,010			4,012	
保 管 事 業 総 利 益			39			6,740
(11)利用事業収益		129,239			140,756	
(12)利用事業費用		61,430			65,561	
利 用 事 業 総 利 益			67,809			75,195
(13)指導事業収入		6,207			7,454	
(14)指導事業支出		15,662			15,220	
指 導 事 業 収 支 差 額			▲ 9,455			▲ 7,766
(15)その他事業収益		75,204			87,812	
(16)その他事業費用		67,068			80,261	
そ の 他 事 業 総 利 益			7,955			7,551
2. 事 業 管 理 費			1,026,381			1,010,566
(1)人件費		723,482			711,472	
(2)業務費		97,656			99,541	
(3)諸税負担金		20,732			20,615	
(4)施設費		180,993			175,345	
(5)その他事業管理費		3,516			3,591	
事 業 利 益			134,816			182,140
3. 事 業 外 収 益			60,995			60,443
(1)受取雑利息		852			316	
(2)受取出資配当金		32,591			33,591	
(3)賃貸料		12,907			13,058	
(4)雑収入		14,643			13,477	
4. 事 業 外 費 用			11,426			13,046
(1)寄付金		295			295	
(2)賃貸関連費用		3,456			4,162	
(3)雑損失		7,675			8,588	
経 常 利 益			184,384			229,537
5. 特 別 利 益						
6. 特 別 損 失			41,436			184,137
(1)固定資産処分損		60			18,404	
(2)減損損失		41,376			67,668	
(3)その他の特別損失					91,265	
税引前当期利益			142,948		6,800	45,399
法人税、住民税及び事業税		54,680			29,035	
法人税等調整額		▲ 16,514			▲ 13,338	
法人税等合計			38,165			15,697
当期剰余金			104,782			29,702
当期首繰越剰余金			202,073			196,535
目的積立金取崩額						4,012
土地再評価差額金取崩			22,744			46,447
当期未処分剰余金			329,600			276,698

キャッシュ・フロー計算書

科 目	(単位:千円)	(単位:千円)
	令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)	令和7年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	142,948	45,399
減価償却費	59,789	58,893
繰延資産償却損	0	0
減損損失	33,149	67,668
貸倒引当金の増減額(△は減少)	34,239	▲ 24,764
賞与引当金の増減額(△は減少)	▲ 1,203	139
退職給付引当金の増減額(△は減少)	9,778	12,479
その他引当金等の増減額(△は減少)	▲ 8,367	1,817
信用事業資金運用収益	▲ 438,114	▲ 522,843
信用事業資金調達費用	15,921	85,336
共済貸付金利息	0	0
共済借入金利息	0	0
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 33,443	▲ 33,907
支払雑利息	0	0
有価証券関係損益(△は益)	▲ 2,549	▲ 2,804
固定資産売却損益(△は益)	60	18,404
外部出資関係損益(△は益)	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		0
貸出金の純増(△)減	313,740	645,808
預金の純増(△)減	▲ 934,000	▲ 2,718,000
貯金の純増減(△)	904,469	3,144,571
信用事業借入金の純増減(△)	▲ 410,000	0
その他の信用事業資産の純増(△)減	1,011	2,970
その他の信用事業負債の純増(△)減	▲ 1,396	14,954
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		0
共済貸付金の純増(△)減	0	0
共済借入金の純増減(△)	0	0
共済資金の純増減(△)	3,867	2,970
未経過共済付加収入の純増(△)減	▲ 2,468	▲ 1,728
その他の共済事業資産の純増(△)減	171	▲ 127
その他の共済事業負債の純増(△)減	▲ 9	▲ 9
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		0
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	▲ 11,284	▲ 4,461
経済受託債権の純増(△)減	0	0
棚卸資産の純増(△)減	▲ 68,610	▲ 842,701
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	25,640	33,196
経済受託債務の純増減(△)	23,135	56,397
その他の経済事業資産の純増(△)減	▲ 7,140	▲ 2,948
その他の経済事業負債の純増(△)減	▲ 3,129	▲ 425
(その他の資産及び負債の増減)		0
その他の資産の純増(△)減	6,400	11,891
その他の負債の純増(△)減	▲ 35,928	51,226
未払消費税等の増減額(△は減少)	35,203	▲ 82,887
信用事業資金運用による収入	447,471	464,957
信用事業資金調達による支出	▲ 9,890	▲ 54,742
共済貸付金利息による収入	0	0
共済借入金利息による支出	0	0
事業分量配当金の支払額	29,999	▲ 29,999
小 計	119,460	396,731
雑利息及び出資配当金の受取額	33,443	33,907
雑利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	▲ 36,898	▲ 49,391
事業活動によるキャッシュ・フロー	116,006	381,246
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		0
有価証券の取得による支出	▲ 198,268	▲ 199,430
有価証券の売却による収入		0
有価証券の償還による収入	199,959	200,022
補助金の受入れによる収入	0	0
固定資産の取得による支出	▲ 103,858	▲ 61,181
固定資産の売却による収入	13,703	28,932
外部出資による支出	0	0
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 88,464	▲ 31,656
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		0
設備借入れによる収入	0	0
設備借入金の返済による支出	0	0
出資の増額による収入	11,295	8,640
出資の払戻しによる支出	▲ 17,250	▲ 21,015
持分の取得による支出	▲ 5,310	▲ 4,985
持分の譲渡による収入	5,310	4,985
出資配当金の支払額	▲ 8,848	▲ 15,363
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 14,803	▲ 27,738
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	12,739	321,851
6 現金及び現金同等物の期首残高	916,489	984,215
7 現金及び現金同等物の期末残高	929,228	1,306,066

令和6年度注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品（一品管理）：総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（グループ管理）：売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 販売品（米）：総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- その他の棚卸資産：最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
○取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・JA 祭典等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、全農という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債務に受託販売により生じた販売品の販売委託者に対する前渡金及び立替金を計上しています。

また、経済受託債務に全農から送金された概算金及び受託販売により生じた前受金を計上しております。

全農が県域共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として役務・サービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 155,349千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。課税所得の見積額については、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 41,376千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 45,164千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,360,296千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	687,661千円	構 築 物	176,593千円
機 械 装 置	471,283千円	車 両 運 搬 具	3,372千円
工 具 器 具 備 品	21,386千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金2,500,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,100千円を指定金融機関等の事務取扱いに係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 26,131千円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は5,424千円、危険債権額は49,963千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありせん。貸出条件緩和債権額は3,513千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は58,900千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 633,685千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産(遊休資産及び賃貸資産)については各固

定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
水神倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
戸崎倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧八筋川給油所敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
生板敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
結佐倉庫	遊休資産	土地	業務外固定資産
下須田倉庫	遊休資産	土地・建物	業務外固定資産
旧桜川支店	遊休資産	土地・その他	業務外固定資産
旧浮島支店	遊休資産	土地・その他	業務外固定資産
旧河内支店	賃貸資産	土地・建物	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

下須田倉庫・旧桜川支店・旧浮島支店については、使用状況の変更に伴い遊休資産としました。その他の遊休資産も含め早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

旧河内支店は、賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

水神倉庫敷地	5 千円	(土地	5 千円)
戸崎倉庫敷地	9 1 千円	(土地	9 1 千円)
旧八筋川給油所敷地	5 4 千円	(土地	5 4 千円)
生板敷地	1 7 千円	(土地	1 7 千円)
結佐倉庫敷地	4 7 8 千円	(土地	4 7 8 千円)
下須田倉庫	1 1, 0 1 6 千円	(土地 1 0, 0 8 4 千円、建物 9 3 1 千円)	
旧桜川支店	1 1, 6 7 6 千円	(土地 6, 5 7 9 千円、その他 5, 0 9 6 千円)	
旧浮島支店	5, 8 8 9 千円	(土地 2, 6 8 6 千円、無形固定資産 7 2 千円 その他 3, 1 3 0 千円)	
旧河内支店	1 2, 1 4 5 千円	(土地 1 2, 0 6 3 千円、建物 8 1 千円)	
合計	4 1, 3 7 6 千円		

④ 回収可能価額の算定方法

遊休資産の回収可能価額については正味売却可能価額、賃貸資産の回収可能価額については使用価値を採用しています。旧桜川支店、旧浮島支店の時価は不動産鑑定評価額に基づき、その他の資産は固定資産税評価額に基づき算定しています。

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、3 2 4 千円の棚卸評価損が含まれています。

5. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が176,261千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	53,555,304	53,426,110	▲129,193
有価証券 其他有価証券	4,461,210	4,461,210	—
貸出金	10,974,595		
貸倒引当金(*)	▲29,853		
貸倒引当金控除後	10,944,741	10,639,234	▲305,506
資産計	68,961,255	68,526,554	▲434,699
貯金	70,594,747	70,428,250	▲166,497
負債計	70,594,747	70,428,250	▲166,497

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	2,184,925

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	53,355,304	—	—	100,000	100,000	—
有価証券						
その他有価証券のうち、満期があるもの	200,000	—	100,000	200,000	—	4,600,000
貸出金(*1,2)	1,421,184	1,135,163	1,029,303	928,310	815,666	5,635,876
合計	54,976,488	1,135,163	1,129,303	1,228,310	915,666	10,235,876

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）99,948千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等9,089千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	60,504,319	2,555,326	2,780,670	227,920	526,510	—
合計	60,504,319	2,555,326	2,780,670	227,920	526,510	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額(*)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	100,010	100,009	0
	地方債	303,450	299,952	3,497
	小計	403,460	399,962	3,497
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	4,057,750	4,655,542	▲597,792
	小計	4,057,750	4,655,542	▲597,792
合計		4,461,210	5,055,505	▲594,295

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債

務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1 0 3, 5 9 3 千円
退職給付費用	3 6, 6 9 3 千円
退職給付の支払額	▲ 5, 4 9 6 千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 1 5, 9 4 0 千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲ 5, 4 7 8 千円
期末における退職給付引当金	1 1 3, 3 7 1 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5 9 5, 2 4 3 千円
特定退職金共済制度	▲ 3 4 4, 6 8 3 千円
確定給付型年金制度	▲ 1 3 7, 1 8 8 千円
未積立退職給付債務	1 1 3, 3 7 1 千円
退職給付引当金	1 1 3, 3 7 1 千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	3 6, 6 9 3 千円
退職給付費用	3 6, 6 9 3 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 8, 5 9 6 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 1 4 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、6 8, 8 9 0 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	3, 2 3 6 千円
未収利息	3 6 7 千円
賞与引当金	5, 5 8 4 千円
賞与引当金に係る未払社会保険料	9 0 2 千円
年度末手当等	5, 5 5 2 千円
年度末手当等に係る未払社会保険料	8 9 6 千円
事業推進手当	6 9 0 千円
事業推進手当に係る未払社会保険料	1 1 1 千円
未払事業税	2, 8 9 8 千円
退職給付引当金	3 0, 8 3 6 千円
減価償却（減損損失）	1 7, 1 8 3 千円
役員退職慰労引当金	1, 5 9 2 千円
土地（減損損失）	1 0, 6 7 5 千円
減価償却（借地上土盛費用）	4, 1 8 8 千円
資産除去債務	3, 4 2 3 千円
その他有価証券評価差額金	1 6 2, 5 9 9 千円
その他	8 7 1 千円
繰延税金資産 小計	2 5 1, 6 1 3 千円
評価性引当額	▲ 9 6, 2 6 3 千円
繰延税金資産 合計（A）	1 5 5, 3 4 9 千円

繰延税金負債

全農適格合併みなし配当

繰延税金負債合計（Ｂ）

繰延税金資産の純額（Ａ）＋（Ｂ）

▲ 1 2 4 千円

▲ 1 2 4 千円

1 5 5, 2 2 5 千円

（２）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の１００分の５以下であるため注記を省略しています。

９．収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（５）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

１０．その他の注記

（１）「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の遊休資産の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、当組合の施設の一部に有害物質が使用されていると見込まれることから、撤去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

対象資産の経済的耐用年数は経過していることから将来の資産除去にかかる費用を資産除去にかかる費用を資産除去債務の全額としております。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 4, 3 6 0 千円

見積の変更による増加額 8, 2 2 7 千円

期末残高 1 2, 5 8 7 千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、貸借上の建物に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

（２）当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 4 6 1, 1 8 7 千円です。

令和 7 年度注記表

第 5 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品（一品管理）：総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（グループ管理）：売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 販売品（米）：総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- その他の棚卸資産：最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- 取得価額 10 万円以上 20 万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき、3 年間で均等償却を行っています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・JA祭典等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、全農という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売により生じた販売品の販売委託者に対する前渡金及び立替金を計上しています。

また、経済受託債務に全農から送金された概算金及び受託販売により生じた前受金を計上しております。

全農が県域共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として役務・サービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 200,270千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。課税所得の見積額については、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 67,668千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 20,399千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,354,894千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	687,661千円	構築物	174,234千円
機械装置	470,798千円	車両運搬具	3,372千円
工具器具備品	18,828千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金 2, 500, 000 千円を為替決済の担保に、定期預金 3, 100 千円を指定金融機関等の事務取扱いに係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事及び監事に対する金銭債権の総額 7, 142 千円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までの掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 5, 164 千円、危険債権額は 15, 752 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありせん。貸出条件緩和債権額は 3, 085 千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は 24, 001 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 13 年 1 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 567, 949 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
水神倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
戸崎倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧八筋川給油所敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
生板敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
広田倉庫	遊休資産	土地・建物・その他	業務外固定資産
カントリーエレベーター	遊休資産	建物・構築物・ 器具備品・機械装置	業務外固定資産
旧河内支店	賃貸資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

広田倉庫については、使用状況の変更に伴い遊休資産としました。その他の遊休資産も含め早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

カントリーエレベーターについては、令和8年産米の受入を最終とすることで組織決定し、将来の使用見込みがなくなりました。本施設は、その特殊な用途等から市場での流動性が低く、他用途への転用も経済的に困難であると判断致しました。このため、将来キャッシュフローの創出が見込めず、正味売却価額も実質的にゼロと見積もられたことから、回収可能価額をゼロと判断し、減損損失を認識しました。

旧河内支店は、賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

水神倉庫敷地	1千円	(土地	1千円)
戸崎倉庫敷地	34千円	(土地	34千円)
旧八筋川給油所敷地	10千円	(土地	10千円)
生板敷地	10千円	(土地	10千円)
広田倉庫	32,108千円	(土地	31,622千円、建物486千円)
カントリーエレベーター	35,292千円	(建物	31,027千円、構築物3,521千円 器具備品 135千円、機械装置 608千円)
旧河内支店	209千円	(土地	209千円)
合計	67,668千円		

④ 回収可能価額の算定方法

遊休資産の回収可能価額については正味売却可能価額、賃貸資産の回収可能価額については使用価値を採用しています。広田倉庫の時価は不動産鑑定評価額に基づき、その他の資産は固定資産税評価額に基づき算定しています。カントリーエレベーターについては上記の通りです。

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、531千円の棚卸評価損が含まれています。

5. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.36%上昇したものと想定した場合には、経済価値が165,757千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	56,485,935	56,293,569	▲192,366
有価証券 其他有価証券	3,927,530	3,927,530	—
貸出金	10,312,860		
貸倒引当金(*)	▲16,519		
貸倒引当金控除後	10,296,341	9,738,927	▲557,412
資産計	70,709,806	69,960,027	▲749,779
貯金	73,739,318	73,515,859	▲223,458
負債計	73,739,318	73,515,859	▲223,458

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	2, 184, 925

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	55,958,828	—	100,000	100,000	100,000	—
有価証券 その他有価証券のうち、満期があるもの	—	200,000	200,000	—	100,000	4,600,000
貸出金(*1,2)	1,366,290	1,149,509	1,039,203	916,668	790,717	5,042,162
合計	57,325,118	1,349,509	1,339,203	1,016,668	990,717	9,642,162

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）84,361千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等8,308千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	66,567,614	3,305,968	3,022,360	413,576	429,798	—
合計	66,567,614	3,305,968	3,022,360	413,576	429,798	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	100,000	99,983	16
	小計	100,000	99,983	16
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	3,628,760	4,757,750	▲1,128,990
	地方債	198,770	199,982	▲1,212
	小計	3,827,530	4,957,733	▲1,130,203
合計		3,927,530	5,057,717	▲1,130,187

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1 1 3, 3 7 1 千円
退職給付費用	3 8, 8 3 0 千円
退職給付の支払額	▲ 6, 1 0 9 千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 1 4, 9 9 1 千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲ 5, 2 4 9 千円
期末における退職給付引当金	1 2 5, 8 5 1 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	6 1 8, 0 7 6 千円
特定退職金共済制度	▲ 3 5 1, 2 0 8 千円
確定給付型年金制度	▲ 1 4 1, 0 1 6 千円
未積立退職給付債務	1 2 5, 8 5 1 千円
退職給付引当金	1 2 5, 8 5 1 千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	3 8, 8 3 0 千円
退職給付費用	3 8, 8 3 0 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 8, 7 2 4 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 1 4 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、6 1, 9 0 0 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

未収利息	363千円
賞与引当金	5,767千円
賞与引当金に係る未払社会保険料	933千円
年度末手当等	1,409千円
年度末手当等に係る未払社会保険料	227千円
未払事業税	1,701千円
退職給付引当金	35,112千円
減価償却（減損損失）	23,319千円
役員退職慰労引当金	2,140千円
土地（減損損失）	10,952千円
減価償却（借地上土盛費用）	4,522千円
資産除去債務	5,089千円
その他有価証券評価差額金	315,326千円
その他	832千円
繰延税金資産 小計	407,692千円
評価性引当額	▲207,422千円
繰延税金資産 合計（A）	200,270千円

繰延税金負債

全農適格合併みなし配当	▲127千円
繰延税金負債合計（B）	▲127千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	200,142千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.2%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲10.1%
住民税均等割額	7.0%
機械等取得の特別控除	▲1.7%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	▲2.1%
評価性引当額の増減	13.1%
その他	▲1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.6%

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.2%から27.9%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は4,746千円増加し、その他有価証券評価差額金は3,789千円増加し、法人税等調整額は956千円減少します。また、土地再評価に係る繰延税金負債は5,696千円増加し、土地再評価差額金は同額減少します。

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)
「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の遊休資産の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、当組合の施設の一部に有害物質が使用されていると見込まれることから、撤去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

対象資産の経済的耐用年数は経過していることから将来の資産除去にかかる費用を資産除去債務の全額としております。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	12,587千円
見積の変更による増加額	<u>24,181千円</u>
期末残高	36,768千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、貸借上の建物に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、433,943千円です。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	329,600,117	276,698,340
特別積立金取崩額	-	-
リスク管理積立金取崩額	-	-
合 計	-	-
剰余金処分額	133,064,515	87,733,759
利益準備金	22,000,000	7,000,000
任意積立金	68,016,098	70,000,000
うち目的積立金		
税効果調整積立金	8,016,098	
財務基盤整備強化積立金	60,000,000	70,000,000
出資配当金	13,048,650	10,733,759
事業分量配当金	29,999,767	
次期繰越剰余金	196,535,602	188,964,581

(注)

1. 出資配当金については次のとおりです。

(1) 普通出資配当の割合

令和6年度	1.2%
令和7年度	1.0%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	目的及び取り崩し基準	令和6年度		令和7年度	
		積立目標金額	当期末残高	積立目標金額	当期末残高
税効果調整 積立金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分を留保するために積立を行う。取り崩しは法人税等の繰延税金資産が回収された金額を取り崩す。		45,208		49,211
財務基盤 整備強化積立金	事業機能強化・財務基盤の安定化等、必要と認めた額を理事会の決議により取り崩す。	1,000,000	700,000	1,000,000	760,000

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用にあてるための繰越金が含まれております。

令和6年度	5,500,000円
令和7年度	5,500,000円

部門別損益計算書

令和6年度

区 分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	4,765,142	465,692	265,432	3,865,984	161,825	6,207	
事業費用	②	3,603,945	69,664	9,372	3,399,557	109,700	15,649	
事業総利益	③=①-②	1,161,197	396,027	256,060	466,427	52,125	▲ 9,442	
事業管理費	④	1,026,381	286,182	251,575	421,340	37,925	29,357	
(うち減価償却費)	⑤	59,789	9,251	4,279	45,384	86	788	
(うち人件費)	⑤'	723,482	201,081	187,662	282,285	28,139	24,314	
うち共通管理費	⑥		114,393	89,938	141,268	14,629	6,416	▲ 366,644
(うち減価償却費)	⑦		672	528	830	85	37	▲ 2,155
(うち人件費)	⑦'		37,870	29,774	46,767	4,843	2,124	▲ 121,380
事業利益	⑧=③-④	134,816	109,844	4,484	45,087	14,199	▲ 38,799	
事業外収益	⑨	60,995	28,661	16,897	13,525	1,363	546	
うち共通分	⑩		8,731	6,864	10,782	1,116	489	▲ 27,984
事業外費用	⑪	11,426	1,815	869	8,561	27	152	
うち共通分	⑫		217	170	268	27	12	▲ 695
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	184,384	136,690	20,512	50,051	15,535	▲ 38,405	
特別利益	⑭	0						
うち共通分	⑮		0	0	0	0	0	
特別損失	⑯	41,436	12,928	10,164	15,965	1,653	725	
うち共通分	⑰		12,928	10,164	15,965	1,653	725	▲ 41,436
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	142,948	123,762	10,347	34,086	13,882	▲ 39,130	
営農指導事業分配賦額	⑲		12,396	9,798	15,351	1,584	▲ 39,130	
営農指導事業分配賦額後税引前当期利益	⑳=⑱-⑲	142,948	111,365	549	18,735	12,297		

(注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分 (注2) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

令和7年度

区 分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	4,912,562	553,857	266,755	3,911,618	172,876	7,454	
事業費用	②	3,719,855	100,700	14,354	3,465,862	123,716	15,220	
事業総利益	③=①-②	1,192,706	453,157	252,400	445,755	49,159	▲ 7,766	
事業管理費	④	1,010,566	274,722	241,513	432,400	33,894	28,034	
(うち減価償却費)	⑤	58,893	8,160	4,078	45,838	91	723	
(うち人件費)	⑤'	711,472	188,880	180,291	294,253	24,603	23,443	
うち共通管理費	⑥		117,099	86,141	139,151	13,868	5,829	▲ 362,089
(うち減価償却費)	⑦		769	565	914	91	38	▲ 2,378
(うち人件費)	⑦'		38,649	28,431	45,927	4,577	1,924	▲ 119,510
事業利益	⑧=③-④	182,140	178,434	10,886	13,355	15,264	▲ 35,800	
事業外収益	⑨	60,443	29,650	16,447	12,620	1,234	491	
うち共通分	⑩		8,721	6,415	10,364	1,032	434	▲ 26,969
事業外費用	⑪	13,046	1,862	952	10,039	31	160	
うち共通分	⑫		262	192	311	31	13	▲ 810
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	229,537	206,223	26,381	15,936	16,467	▲ 35,470	
特別利益	⑭							
うち共通分	⑮							
特別損失	⑯	184,137	59,550	43,806	70,764	7,052	2,964	
うち共通分	⑰		59,550	43,806	70,764	7,052	2,964	▲ 184,137
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	45,399	146,672	▲ 17,425	▲ 54,827	9,415	▲ 38,435	
営農指導事業分配賦額	⑲		12,579	9,320	15,035	1,498	▲ 38,435	
営農指導事業分配賦額後税引前当期利益	⑳=⑱-⑲	45,399	134,093	▲ 26,745	▲ 69,863	7,916		

(注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分 (注2) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

財務諸表等の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当 J A の令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 8 年 5 月 28 日

稲敷農業協同組合

代表理事組合長 根本 作左衛門

会計監査人の監査

令和 6 年度及び令和 7 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	3,887	3,141	3,253	4,765	4,912
信用事業収益	439	457	445	465	553
共済事業収益	318	301	274	265	266
農業関連事業収益	2,624	2,194	2,362	3,865	3,911
その他事業収益	505	188	171	168	180
経常利益	96	140	132	184	229
当期剰余金	28	88	47	104	29
出資金	1,115	1,113	1,104	1,093	1,080
(出資口数)	223	222	220	218	216
純資産額	3,552	3,307	3,254	3,169	2,668
総資産額	73,957	74,582	74,334	74,834	77,561
貯金残高	69,030	69,904	69,690	70,594	73,739
貸出金残高	10,618	10,852	11,293	10,974	10,312
有価証券残高	3,460	4,620	4,684	4,457	3,927
剰余金配当金額	8	13	10	43	10
出資配当金	8	13	10	13	10
事業利用分量配当金	0	0	0	29	-
職員数	147	148	148	147	0
単体自己資本比率	14.46%	14.33%	14.25%	14.92%	14.88%

(注)

1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円)

項目	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収支	424	440	16
役務取引等収支	11	12	1
その他信用事業収支	△ 40	0	40
信用事業粗利益	411	452	41
信用事業粗利益率	0.55%	0.59%	△ 0.03
事業粗利益	1,223	1,230	7
事業粗利益率	1.64%	1.62%	△ 0
事業純益	179	219	
実質事業純益	196	219	
コア事業純益	196	219	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	196	196	

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	68,762	440	0.64%	69,936	525	0.75%
うち預金	52,327	322	0.62%	54,243	407	0.75%
うち有価証券	5,123	39	0.76%	4,999	39	0.78%
うち貸出金	11,311	78	0.69%	10,694	79	0.74%
資金調達勘定	70,131	15	0.02%	71,573	85	0.12%
うち貯金・定期積金	69,907	15	0.02%	71,573	85	0.12%
うち借入金	224	0	0.00%	0	0	
経費率			0.26%			0.25%
総資金利ざや			0.35%			0.38%

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受取利息	18	84
うち預金	23	84
うち有価証券	△ 1	0
うち貸出金	△ 2	0
支払利息	11	69
うち貯金・定期積金	11	69
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差引	6	15

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれていません。

経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.25%	0.30%	0.06%
資本経常利益率	5.19%	6.32%	1.13%
総資産当期純利益率	0.14%	0.04%	△0.10%
資本当期純利益率	2.95%	0.82%	△2.13%

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率
 ＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和6年度	令和7年度	増 減
貯貸率	期 末	15.54%	13.98%	△1.56%
	期中平均	16.18%	14.94%	△1.24%
貯証率	期 末	6.31%	5.32%	△0.99%
	期中平均	7.32%	6.98%	△0.34%

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
信用事業	一職員当たり貯金残高	3,361	3,137
	一店舗当たり貯金残高	7,059	18,434
	一職員当たり貸出金残高	877	1,031
	一店舗当たり貸出金残高	1,097	2,578
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	5,294	5,121
	一店舗当たり長期共済保有高	17,735	42,893
経済事業	一職員当たり購買品供給高	79	93
	一職員当たり販売品販売高	210	187

(注) 各事業の職員数は担当職員数、また店舗数は業務を実施している本・支店（所）事業所等の数で計算しております。

貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2	19	-	2	19	19	14	-	19	14
個別貸倒引当金	9	26	0	9	26	26	6	0	26	6
合 計	11	45	0	11	45	45	20	0	45	20

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	-	-

(注) 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用事業（貯金に関する指標）

科目別貯金平均残高

（単位：百万円、％）

種 類	令和6年度		令和7年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	32,268	46.2%	35,573	49.7%	3,305
定期性貯金	37,639	53.8%	35,999	50.3%	△ 1,640
その他の貯金	0	0.0%	0	0.0%	0
小 計	69,907	100.0%	71,573	100.0%	1,666
譲渡性貯金	0	0.0%	0	0.0%	0
合 計	69,907	100.0%	71,573	100.0%	1,666

- （注）1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高

（単位：百万円、％）

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	36,630	100.0%	35,568	100.0%	△ 1,062
うち固定金利定期	36,630	100.0%	35,568	100.0%	△ 1,062
うち変動金利定期	0	0.0%	0	0.0%	0

- （注）1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

信用事業（貸出金等に関する指標）

科目別貸出金平均残高

（単位：百万円、％）

種 類	令和6年度		令和7年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付金	0	0.0%	0	0.0%	0
証書貸付金	11,197	99.0%	10,595	99.1%	△ 602
当座貸越	113	1.0%	98	0.9%	△ 15
割引手形	0	0.0%	0	0.0%	0
金融機関貸付	0	0.0%	0	0.0%	0
合 計	11,311	100.0%	10,694	100.0%	△ 617

貸出金の金利条件別残高内訳

（単位：百万円、％）

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	8,701	79.2%	8,125	78.7%	△ 576
変動金利貸出	1,635	14.9%	1,628	15.7%	△ 7
その他	637	5.8%	559	5.4%	△ 78
合 計	10,974	100.0%	10,312	100.0%	△ 661

（注）「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	77	82	5
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	78	73	△ 5
工場	0	0	0
財団	0	0	0
船舶	0	0	0
その他担保	67	48	△ 19
小 計	222	203	△ 19
農業信用基金協会保証	3,033	3,110	77
その他保証	0	0	0
小 計	3,033	3,110	77
信用	7,717	6,998	△ 719
合 計	10,974	10,312	△ 661

債務保証の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	3,230	29.4%	3,298	32.0%	68
運転資金	7,743	70.6%	7,013	68.0%	△ 729
合 計	10,974	100.0%	10,312	100.0%	△ 661

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	1,220	11.1%	1,256	12.1%	35
林業	0	0.0%	0	0.0%	0
水産業	35	0.3%	33	0.3%	△ 1
製造業	358	3.3%	342	3.3%	△ 16
鉱業	15	0.1%	12	0.1%	△ 2
建設業	204	1.9%	193	1.8%	△ 10
不動産業	0	0.0%	0	0.0%	0
電気・ガス・熱供給・水道業	28	0.3%	24	0.2%	△ 3
運輸・通信業	102	0.9%	122	1.1%	19
卸売・小売業・飲食店	55	0.5%	52	0.5%	△ 2
サービス業	469	4.3%	446	4.3%	△ 23
金融・保険業	22	0.2%	16	0.1%	△ 6
地方公共団体	7,529	68.6%	6,880	66.7%	△ 648
その他	932	8.5%	930	9.0%	△ 1
合計	10,974	100.0%	10,312	100.0%	△ 661

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業			
穀作	413	371	△ 42
野菜・園芸	58	55	△ 3
果樹・樹園農業	1	0	△ 1
工芸作物	-		-
養豚・肉牛・酪農	20	16	△ 4
養鶏・養卵	-		-
養蚕	-		-
その他農業	674	812	138
農業関連団体等	-		-
合計	1,167	1,256	88

(注)

1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、前記『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	718	705	△ 13
農業制度資金	449	550	101
農業近代化資金	449	550	101
その他制度資金			0
合計	1,167	1,256	88

(注)

1. 「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. 「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はございません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	5	0	2	2	5
	7年度	5	0	2	2	5
危 険 債 権	6年度	49	6	35	8	49
	7年度	15	0	15	0	15
要 管 理 債 権	6年度	3	0	3	0	3
	7年度	3	0	3	0	3
三月以上 延滞債権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
貸出条件 緩和債権	6年度	3	0	3	0	3
	7年度	3	0	3	0	3
小 計	6年度	58	7	40	10	58
	7年度	24	0	20	2	24
正 常 債 権	6年度	10,927				
	7年度	10,299				
合 計	6年度	10,986				
	7年度	10,323				

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はございません。

信用事業（内国為替取扱実績）

（単位：件、百万円）

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	13	67	14	65
	金 額	9,594	18,621	11,389	23,332
代金取立為替	件 数	-	-	-	-
	金 額	-	-	-	-
雑 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	425	365	446	368
合 計	件 数	13	67	15	65
	金 額	10,020	18,987	11,835	23,701

信用事業（有価証券に関する指標）

種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国債	4,820	4,698	△ 121
地方債	302	299	△ 2
金融債	-	-	0
その他の有価証券	0	0	0
合 計	5,123	4,998	△ 124

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はございません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和6年度								
国債	200				300	4,300		4,800
地方債		100	200					300
政府保証債								
金融債								
短期社債								
社債								
株式								
その他の証券								
令和7年度								
国債		100	100		400	4,200		4,800
地方債		300						300
政府保証債								
金融債								
短期社債								
社債								
株式								
その他の証券								

信用事業（有価証券等の時価情報等）

有価証券の時価情報

〔売買目的有価証券〕

（単位：百万円）

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

〔満期保有目的の債券〕

（単位：百万円）

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小 計	-	-	-	-	-	-
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
合計	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-

〔その他有価証券〕

（単位：百万円）

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-	-
	国債	100	100	0	-	-	-
	地方債	303	299	3	100	99	0
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	小計	403	399	3	100	99	0
	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-	-
	国債	4,057	4655	▲ 597	3,628	4,757	▲ 1128
	地方債	-	-	-	198	199	▲ 1
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
合計	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	4,057	4655	▲ 597	3,827	4,957	▲ 1130
合計		4,461	5055	▲ 594	3,927	5,057	▲ 1130

金銭の信託の時価情報

〔運用目的の金銭の信託〕

（単位：百万円）

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	-	-	-	-

デリバティブ取引・金融等デリバティブ取引・有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はございません。

共済事業

長期共済保有高

(単位:千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
終身共済	4,858	38,340,800	4,766	36,221,286
定期生命共済	118	1,052,400	115	1,073,700
養老生命共済	1,862	16,299,901	1,685	14,504,063
うちこども共済	930	5,536,700	880	4,934,600
医療共済	4,137	204,300	4,063	203,800
がん共済	837	102,000	879	93,000
定期医療共済	59	136,200	59	145,700
介護共済	356	888,698	368	929,308
認知症共済	47		45	
生活障害共済	85		85	
特定重度疾病共済	257		251	
年金共済	1,778	130,000	1,695	125,000
建物更生共済	9,508	120,205,019	9,294	118,278,210
合 計	23,902	177,359,319	23,305	171,574,069

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額

(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額を表示しています。

医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	4,137	17,807	4,063	16,251
		182,400		213,480
がん共済	837	4,614	879	3,977
定期医療共済	59	295	59	295
合 計	5,033	205,116	5,001	252,074

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が

複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごと

の合計欄を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	356	1,127,954	368	1,210,374
認知症共済	47	116,600	45	102,800
生活障害共済(一時金型)	56	254,700	55	249,700
生活障害共済(定期年金型)	29	36,500	30	38,200
特定重度疾病共済	257	492,900	251	461,500

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに

共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位:件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	1,492	718,238	1,421	670,677
年金開始後	286	146,089	274	149,127
合 計	1,778	864,327	1,695	819,804

(注)金額は、年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

(単位:件、千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	710	7,805,710	8,265	722	7,879,350	8,441
自動車共済	5,545		226,834	5,521		227,095
傷害共済	2,121	7,393,500	1,475	2,006	6,727,500	1,608
団体定期生命共済	0	0	0	0	0	0
定額定期生命共済	2	8,000	40	2	8,000	40
賠償責任共済	206		671	194		718
自賠責共済	509		8,095	484		7,809
合 計	9,093		245,382	8,929		245,713

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

購買事業

買取購買品取扱実績

(単位:百万円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥料	398	46	405	51
	飼料	22	0	23	0
	農業機械	520	11	768	3
	農薬	304	33	328	36
	自動車	24	1	30	1
	燃料	120	2	123	2
	保温資材	32	3	47	4
	包装資材	148	15	144	15
	建築資材	0	0	0	0
	種苗・素畜	130	19	137	24
	その他生産資材	1	0	1	0
	小計	1,704	135	2,011	141
生活物資	米	0	0	0	0
	生鮮食品	13	1	10	0
	一般食品	17	3	16	3
	耐久消費財	27	2	27	2
	衣料品	0	0	0	0
	日用保健雑貨	100	8	130	9
	家庭燃料	0	0	0	－
	その他生活物資	2	0	2	0
	小計	161	15	188	16
合 計		1,866	151	2,199	158

販売事業

受託販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	329	16	141	25
麦	13	0	14	2
大豆	5	1	8	0
その他豆類雑穀	0	0	0	0
野菜	1,459	29	1,475	30
果実	93	1	94	1
畜産物	441	3	475	3
花き・花木	0	0	0	0
直売所	35	5	38	6
合 計	2,376	58	2,247	70

買取販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	販売高	粗収益	販売高	粗収益
米	2,302	231	2,346	201
屑米	45	7		
麦	0	0	1	0
屑麦	1	0		
合 計	2,349	239	2,347	201

保管事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	保管料	2	3
	荷役料	-	-
	その他	9	6
	計	12	10
費 用	保管材料費	0	0
	保管労務費	5	0
	その他費用	6	3
	計	12	4
差 引		0	6

利用事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類		令和6年度	令和7年度
収 益	乾燥施設	37	45
	葬祭事業	438	424
	育苗施設	37	43
	空中散布(ヘリ防除)	10	15
	その他	4	4
	計	528	533
費 用	乾燥施設	25	23
	葬祭事業	399	391
	育苗施設	25	29
	空中散布(ヘリ防除)	9	13
	その他	0	0
	計	461	458
差 引		67	75

指導事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類		令和6年度	令和7年度
収 益	賦課金	-	-
	指導事業補助金	0	0
	実費収入	6	7
	農政活動賦課金	0	-
	計	6	7
費 用	営農改善費	9	9
	生活改善費	0	0
	教育広報費	4	4
	農政活動費	0	0
	計	15	15
差 引		▲ 9	▲ 7

その他の事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	精米	32	43
	直売所	42	44
	農用地	0	0
	計	75	87
費 用	精米	24	35
	直売所	42	45
	農用地	0	0
	計	67	80
差 引		7	7

自己資本の充実 の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

(単位: 百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,999	3,052
うち、出資金及び資本準備金の額	1,093	1,080
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	1,953	1,986
うち、外部流出予定額 (△)	▲ 43	▲ 10
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 4	▲ 5
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	19	14
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	19	14
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	3,019	3,066
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3	2
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	3	2
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	97
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	3	99
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	3,016	2,966
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	18,078	19,579
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,130	357
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	20,209	19,937
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	14.92	14.88

（注）

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	372	－	－
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,763	－	－
	外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
	国際決済銀行等向け	－	－	－
	我が国の地方公共団体向け	7,839	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
	国際開発銀行向け	－	－	－
	地方公共団体金融機構向け	－	－	－
	我が国の政府関係機関向け	－	－	－
	地方三公社向け	－	－	－
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	53,824	10,764	430
	法人等向け	3	3	0
	中小企業等向け及び個人向け	164	52	2
	抵当権付住宅ローン	104	24	0
	不動産取得等事業向け	－	－	－
	三月以上延滞等	19	1	0
	取立未済手形	8	1	0
	信用保証協会等保証付	2,994	288	11
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
	共済約款貸付	－	－	－
	出資等	411	411	16
	（うち出資等のエクスポージャー）	411	411	16
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－
	上記以外	2,165	4,746	12
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	1,773	4,432	177
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	－	－	－
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－
	（うち上記以外のエクスポージャー）	2,175	2,096	83
	証券化	－	－	－
	（うちSTC要件適用分）	－	－	－
	（うち非STC適用分）	－	－	－
	再証券化	－	－	－
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－
	（うちルックスルー方式）	－	－	－
	（うちマナデット方式）	－	－	－
	（うち蓋然性方式250%）	－	－	－
	（うち蓋然性方式400%）	－	－	－
	（うちフォールバック方式）	－	－	－
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	－	－	－
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	74,453	18,078	723
	CVAリスク相当額÷8%	－	－	－
	中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－
	合計(信用リスク・アセットの額)	74,453	18,078	723
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		2,130		85
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		20,209		808

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット			令和7年		
			エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
		現金	459	-	-
		我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,766	-	-
		外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
		国際決済銀行等向け	-	-	-
		我が国の地方公共団体向け	7,190	-	-
		外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
		国際開発銀行向け	-	-	-
		地方公共団体金融機構向け	-	-	-
		我が国の政府関係機関向け	-	-	-
		地方三公社向け	-	-	-
		金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向	56,555	11,333	453
		└(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向	-	-	-
		カバード・ボンド向け	-	-	-
		法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-
		└(うち特定貸付債権向け)	-	-	-
		中堅中小企業等向け及び個人向け	241	68	2
		└(うちトランザクター向け)	2	1	0
		不動産関連向け	113	27	1
		└(うち自己居住用不動産等向け)	113	27	1
		└(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-
		└(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-
		└(うちその他不動産関連向け)	-	-	-
		└(うちADC向け)	-	-	-
		劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
		延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	11	0	0
		自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-
		取立未済手形	5	1	0
		信用保証協会等による保証付	3,077	297	11
		株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
		株式等	314	314	12
		共済約款貸付	-	-	-
		上記以外	4,876	7,536	301
		└(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
		└(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対	-	-	-
		└(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクス	1,773	4,432	177
		└(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係	-	-	-
		└(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を	-	-	-
		└(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を	-	-	-
		└(うち上記以外のエクスポージャー)	3,103	3,103	124
		証券化	-	-	-
└(うちSTC要件適用分)	-	-	-		
└(短期STC要件適用分)	-	-	-		
└(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-		
└(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-		
再証券化	-	-	-		
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポー	-	-	-		
└(うちルックスルー方式)	-	-	-		
└(うちマンドート方式)	-	-	-		
└(うち蓋然性方式250%)	-	-	-		
└(うち蓋然性方式400%)	-	-	-		
└(うちフォールバック方式)	-	-	-		
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポー	-	-	-		
標準的手法を適用するエクスポージャー計			77,610	19,579	783
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)			-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー			-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)			77,610	19,579	783
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞			オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額 b=a×4%
			357		14
所要自己資本額計			リスク・アセット等(分母)合計		所要自己資本額
			a		b=a×4%
			19,937		797

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

令和7年	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	357
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	14
BI	238
BIC	28

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S & Pグローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- (イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	うち 店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	うち 店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国 内		74,453	10,986	5,064	-	19	73,912	10,329	5,067	-	11
国 外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		74,453	10,986	5,064	-	19	73,912	10,329	5,067	-	11
法人	農業	294	283	-	-	-	379	379	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	0	-	-	-	-	50	-	-	-	-
	金融・保険業	55,605	-	-	-	-	58,101	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	411	-	-	-	-	411	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	12,603	7,539	5,064	-	-	11,956	6,889	5,067	-	-
	上記以外	32	32	-	-	-	29	29	-	-	-
個 人		3,135	3,130	-	-	8	3,034	3,030	-	-	11
その他		2,369	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別残高計		74,453	10,986	5,064	-	19	73,912	10,329	5,067	0	11
1年以下		53,771	196	200	-		56,175	149	-	-	
1年超3年以下		619	519	100	-		1,039	538	400	-	
3年超5年以下		1,217	816	200	-		1,098	797	100	-	
5年超7年以下		314	314	-	-		277	277	-	-	
7年超10年以下		1,664	1,364	299	-		2,351	1,951	399	-	
10年超		11,893	7,629	4,264	-		10,693	6,527	4,166	-	
期限の定めのないもの		4,973	145	-	-		2,276	87	-	-	
残存期間別残高計		74,453	10,986	5,064	-	19	73,912	10,329	5,067	-	
平均残高計		74,389	11,315	5,123	-		75,669	10,749	4,998	-	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1	19	-	1	19	19	14	-	19	14
個別貸倒引当金	9	25	0	8	25	25	6	-	25	6

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分		令和6年度						令和7年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		9	25	0	8	25		25	6	-	25	6	
国 外		-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計		9	25	0	8	25		25	6	-	25	6	
法人	農業	-	10	-	-	10	-	10	-	-	10	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人		9	5	-	-	14	-	14	6	-	14	6	-
業種別計		9	5	-	-	25	-	25	6	-	25	6	-

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位:百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均 値 F (=E/(C+D))
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	459		459		0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	4,766		4,766		0	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	7,190		7,190		0	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	56,555		56,555		11,333	20%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150						
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	235	58	181	5	68	36%
（うちトランザクター向け）	45		28		2	1	45%
不動産関連向け	20～150	113		112		27	25%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	113		112		27	25%
（うち賃貸用不動産向け）	30～150						
（うち事業用不動産関連向け）	70～150						
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うちADC向け）	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	5		4		0	16%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	5		5		1	20%
信用保証協会等による保証付	0～10	3,077		2,971		297	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250～400	314		314		314	100%
共済約款貸付	0						
上記以外	100～1250	4,876	0	4,876	0	7,536	155%
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250						
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400						
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエク スポージャー）	250	1,773		1,773		4,432	250%
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	250	0		0		0	
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150						
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	3,103	0	3,103	0	3,103	100%
証券化	—						
（うちSTC要件適用分）	—						
（短期STC要件適用分）	—						
（うち不良債権証券化適用分）	—						
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポ ージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されなかったものの額（△）	—						
合計 （信用リスク・アセットの額）	—					19,579	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー

[令和7年度]

(単位:百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)													(単位: 百万円)		
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,766												4,766			
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	7,190													7,190		
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
地方公共団体金融機構向け																
我が国の政府関係機関向け																
地方三公社向け																
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計		
国際開発銀行向け																
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	56,328														56,328	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)																
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け																
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)																
	100%			150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等																
株式等																
	45%			75%			100%			その他			合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	2			57			4			123			187			
(うちトランザクター向け)	2									0			2			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け	21				19						4	68	112			
うち自己居住用不動産等向け																
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向け																
うち賃貸用不動産向け																
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計			
不動産関連向け																
うち事業用不動産関連向け																
	60%				その他				合計							
不動産関連向け																
うちその他不動産関連向け																
	100%				150%				その他				合計			
不動産関連向け																
うちADC向け																
	50%			100%			150%			その他			合計			
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0						0			4			4			
自己居住用不動産等向け																
エクスポージャーに係る延滞																
	0%		10%		20%		100%		その他		合計					
現金																
取立未済手形																
信用保証協会等による保証付			2,971								0		2,971			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
共済約款貸付																

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和7年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 勘 案 後 残 高 削 減 効 果	リスク・ウエイト0%	-	13,171	13,171
	リスク・ウエイト2%	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	2,883	2,883
	リスク・ウエイト20%	-	54,014	54,014
	リスク・ウエイト35%	-	23	23
	リスク・ウエイト50%	-	18	18
	リスク・ウエイト75%	-	58	58
	リスク・ウエイト100%	-	25	25
	リスク・ウエイト150%	-	1	1
	リスク・ウエイト250%	-	1,773	1,773
	その他	-	-	-
リスク・ウエイト1250%		-	-	-
計		-	74,453	74,453

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デ リバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け	-	-	-
法人等向け	1	-	-
中小企業等向け及び個人向け	9	47	-
抵当権付住宅ローン	-	84	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	22	53	-
合計	33	185	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位:百万円)

	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デ リバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及 び	-	-	-
保険会社向け	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	27	94	-
自己居住用不動産等向け	-	89	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを 除く。)	4	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	31	184	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

**派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の
リスクに関する事項**

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

**組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる
証券化エクスポージャーに関する事項**

該当する取引はございません。

**組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エク
スポージャーに関する事項**

①保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		証券化エク スポージャー	再証券化エク スポージャー	証券化エク スポージャー	再証券化エク スポージャー
オン バ ラン ス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
オフ バ ラン ス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

(注)証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

②リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和6年度

(単位:百万円)

(単位:百万円)

再証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー			
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン バ ラ ン ス	0～100%未満	-	-	オン バ ラ ン ス	0～100%未満	-	-
	100～250%未満	-	-		100～250%未満	-	-
	250～400%未満	-	-		250～400%未満	-	-
	400～1250%未満	-	-		400～1250%未満	-	-
	1250%	-	-		1250%	-	-
		-	-			-	-
	合計	-	-		合計	-	-
オフ バ ラ ン ス	0～100%未満	-	-	オフ バ ラ ン ス	0～100%未満	-	-
	100～250%未満	-	-		100～250%未満	-	-
	250～400%未満	-	-		250～400%未満	-	-
	400～1250%未満	-	-		400～1250%未満	-	-
	1250%	-	-		1250%	-	-
		-	-			-	-
	合計	-	-		合計	-	-

令和7年度

(単位:百万円)

証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー			
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン バ ラ ン ス	0～15%未満	-	-	オン バ ラ ン ス	0～100%未満	-	-
	15～50%未満	-	-		100～250%未満	-	-
	50～100%未満	-	-		250～400%未満	-	-
	100～250%未満	-	-		400～1250%未満	-	-
	250～400%未満	-	-		1250%	-	-
	400～1250%未満	-	-			-	-
	1250%	-	-			-	-
オフ バ ラ ン ス	合計	-	-	オフ バ ラ ン ス	合計	-	-
	0～15%未満	-	-		0～100%未満	-	-
	15～50%未満	-	-		100～250%未満	-	-
	50～100%未満	-	-		250～400%未満	-	-
	100～250%未満	-	-		400～1250%未満	-	-
	250～400%未満	-	-		1250%	-	-
	400～1250%未満	-	-			-	-
	1250%	-	-			-	-
	合計	-	-		合計	-	-

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。
2. リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

③自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定により
リスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
クレジットカード与信	-	-
住宅ローン	-	-
自動車ローン	-	-
その他	-	-
合 計	-	-

- (注) 1. 自己資本告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用保管機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。
2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び
保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

信用リスク削減手法の有無	有
--------------	---

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度	令和7年度
リスク・ウェイト0%	-	-
リスク・ウェイト10%	-	-
リスク・ウェイト20%	-	-
リスク・ウェイト50%	-	-
リスク・ウェイト100%	-	-
リスク・ウェイト150%	-	-
合計	-	-

CVAリスクに関する事項

該当する取引はございません。

マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は「リスク管理の状況」(p. ○)をご参照ください。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)該当ありません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	-	-		
非上場	2,184	2,184	2,184	2,184
合計	2,184	2,184	2,184	2,184

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

**貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有 目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)**

(単位:百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

**貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)**

(単位:百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB:金利リスク

項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	473	664	105	88
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	450	632		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	34	79		
7	最大値	473	664	105	88
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,966		3,016	